

業務資料 No.683

関係諸国法令集(原文対照)57

チリ編 その1

(外国人法, 同細則, 移民法)

昭和58年3月

国際協力事業団

移計調
JR
83 - 2

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 4. 10	704
登録No. 03155	49
	EPS

ま え が き

移住事業が移住者受入国内においては受入国の法令の制約下にある限り、われわれ移住業務担当者は普段からそれら法令に通暁しておく必要がある。

このような趣旨から、当事業団では昭和41年以来、「関係諸国法令集」の翻訳を進めてきたが、その結果、ブラジル関係18編、パラグアイ関係11編、アルゼンティン関係10編、ボリヴィア関係7編、カナダ関係3編、ドミニカ共和国関係2編、アメリカ、オーストラリア、メキシコ、エクアドル、コロンビア関係各1編、計56冊を刊行するに至っている。

本編はチリの外国人法及び移民法を翻訳したものである。業務の参考となれば幸甚である。

昭和58年2月

JICA LIBRARY



1025981[0]

国際協力事業団

移住計画調査部長

1000

目 次

外 国 人 法

(1975 年 7 月 14 日法令第 1094 号)

訳文(原文)

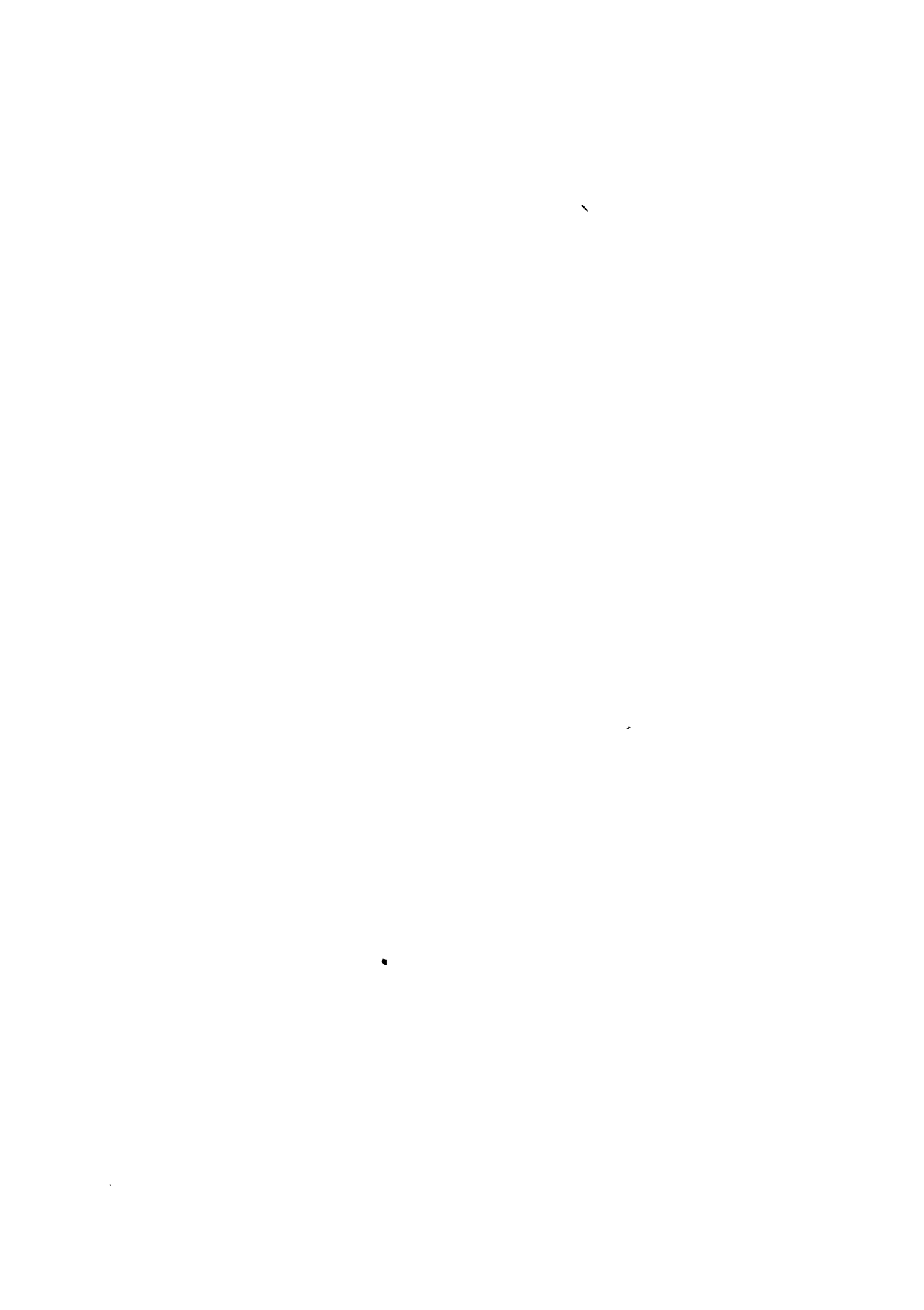
第 1 章 外国人について	1	81
第 1 節 一般規定	1	81
第 2 節 入国と居住	1	81
第 3 節 入国の障害	4	83
第 4 節 公的居住者及びその他の居住者について	5	84
I 公的居住者について	5	85
II その他の居住者について	6	85
III 学生居住者について	7	86
IV 一般的居住者について	8	86
V 政治的保護を受けたもの、避難民について	8	87
第 5 節 永住許可について	10	88
第 6 節 観光旅行者について	11	89
第 7 節 乗員について	13	90
第 8 節 身分証明書と登録について	14	91
第 9 節 出国と再入国について	14	91
I 出国について	15	91
II 再入国について	15	92
第 10 節 拒否と取消しについて	16	93
第 2 章 違反行為、制裁、訴えについて	18	94
第 1 節 違反行為と制裁について	18	94
第 2 節 制裁の適用と訴えについて	21	96
第 3 節 管理、移送、追放処置について	22	97
第 3 章 内務省と居留外人移民局の組織、機能、職権について	24	99
第 4 章 種々の決定事項	25	100
第 5 章 経過措置	26	100

外国人法細則

(1975年10月27日付法令第1306号)

訳文(原文)

第1章 入国について	29	103
第1節 事前措置	29	103
第2節 入国と一般的認可許可について	30	104
第3節 国際旅客輸送機関の管理について	32	106
第4節 入国禁止の障害について	36	110
第2章 居住者について	38	111
第1節 公的居住者	38	111
第2節 契約居住者について	39	112
第3節 学生居住者について	41	115
第4節 一時的居住者について	42	115
第5節 政治的保護を受けたもの及び避難民について	44	116
第6節 乗員について	47	119
第7節 永住許可について	48	120
第3章 観光旅行者について	50	122
第4章 登録と身分証明書について	54	125
第5章 出国と再入国について	56	126
第1節 出国について	56	126
第2節 再入国について	58	128
第6章 手続き上の規則	59	129
第7章 拒否と取消しについて	63	132
第8章 違反行為, 制裁, 訴えについて	65	134
第1節 違反行為と制裁	65	134
第2節 制裁の適用と訴えについて	68	137
第3節 管理, 移送, 追放処置	70	138
第9章 内務省及び居留外人移民局の組織, 機能, 職権について	73	141
第10章 種々の措置について	74	142
第11章 経過措置	75	142



移 民 法

1953年5月8日付官報発表法令
法令第69号

訳文(原文)

第1章 移民局	77	144
第2章 移民について	77	145
第3章 一般措置	79	146

外国人法

(法令 № 1094, 1975年7月14日)

第 1 章 外国人について

第 1 節 一般規定

第 1 条 外国人の入国, 居住, 永住, 出国, 再入国, 追放, 管理についてはこの法令に従う。

第 2 節 入国と居住

第 2 条 外国人は, 国内に入国するためには, この法令の示す必要条件を満たしていなければならない。又, 国内に居住するためには, その強要事項, 条件, 禁止事項を守らねばならない。

最高法令により, ある一定の外国人の入国は, 国家の利害あるいは安全のためという理由で禁じられ得る。

第 3 条 外国人の出入国は, 国内の許可された場所を通して行なわれなければならない。その場所は, 内務大臣及び国防大臣の署名を得て共和国大統領が最高法令により決定する。

その処置を必要とする事態になれば, 前述の形式で発布される最高法令により, 出入国を許可された場所は, 一時的あるいは無期限に, 人々の通行を禁止することができる。

第 4 条 この法令の中の, 関連する節に示されている規定に従って, 外国人はチリ共和国に, 旅行者, 居住者, 公的居住者及び移民として, 入国することができる。

移民者は、彼らに適用され得るこの法令中の規定は別に於て、1953年4月27日法律第69の法令により、管理される。

第5条 この法令の効果のために、主務官庁から与えられて有効なパスポートに押され、その所持者が入国し、一定期間国内に滞在することを許可するものが、査証（ビザ）である。

査証は、パスポートに押された時点から、有効とみなされる。

第6条 チリ共和国内における外国人への観光許可や査証の付与及び延期については、内務省が決定する。ただし、公的居住者に関しては例外とし、外務省が許可を与える。

チリ共和国外にいる外国人の査証は、最高政府の決定した移民政策に合わせて内務省、及び外務省が示した一般事項に従って、外務省が決定する。

査証の付与、観光許可の延期、その他一般の許可については、手数料の支払いが必要で、その金額は、内務省の最高法令が決定する。

外国において出される許可証の手数料は、Arancel Consularの規定するドルによって支払われる。

前述の二種類の手数料は、可能な限り、互いに釣り合いが取れていなければならない。

第7条 外務省が与える査証は、その付与の日から数えて90日間有効である。これは、外務省が関連文書の中で決定する期間であり、この期間内に、その査証を与えられた本人は入国することができる。居住期間は、本人が国内に入国した時点から数えて始めるが、査証の有効期間がパスポートの有効期間を越えることがあってはならない。

第8条 査証が押される時に、査証の中に査証の種類、有効期間、その他定められた記載事項が記される。

第9条 居住者や公的居住者のための、観光許可や査証の有効期間は延期したり、あるいは入国や居住査証の種類を他と変更したりすることができる。これらは、この法令の定める形式と条件に従って行われる。

第 10 条 外国人の出入国及び外国人にこの法令が課す事項の遂行について、それを管理統制するのが調査局である。そして同様に、この法令やその規則に示された他の処置は採るけれども、判明した違反行為について内務省に通知する。

チリ共和国の密輸入監視兵が、調査団体のいない場所、あるいは調査団体がいても、内務省が両者の合同調査が必要だと判断した場合に、前述の役割を担う。

第 11 条 国際輸送企業は、入国目的に応じて入国を可能にする資料のない、チリ共和国向け旅行者を受け入れることはできない。

輸送業者は、型通りの資料に基づかないとして入国を拒否された旅行者を、業者自身の責任で、可能な限り短時間内に、国家に対する責任を負う必要はないが、この法令に従って該当する制裁を受けて、送り返す義務を負う。

第 12 条 国際輸送企業は、第 10 条で示された管理当局に対し、その輸送手段が出入国する時に、乗客及び乗員名簿を提出しなければならない。また、当局が要求した場合には身分証明のための全資料も提出しなければならない。当局が検査、調整を終えるまでは、乗客及び乗員の誰も輸送手段への乗り降りをするとはできない。

第 13 条 査証付与、査証の有効期間延期、永住の許可等のために、内務省が関係する職務は、内務省の自由裁量により遂行される。内務省は、その付与が国家にもたらす利益や国際間の相互性等、調査局からの前もっての情報に従って、これらの職務を遂行する。

外国人がこれらの許可を得るために提出する願書への記載事項、提出期限、付け加えるべき資料及び手続きについては、規制の中で定められる。

第 14 条 チリ国内に居住する 18 才未満の外国人については、その父、母、保護者、あるいは身元引受人が、その子どもに関して査証、有効期間延期、許可申請を願い出なければならない。

前述の保護者等がない場合、18才未満の外国人は、18才に達するまで、入国時と同じ居住状態でチリに滞在することができる。18才に達した日から3ヶ月以内に、永住許可かあるいは該当する査証を申請しなければならない。

第3節 入国の障害

第15条 以下のような外国人の入国を禁ずる。

1. 国家の社会秩序や政治体系を破壊し、暴力で変えるような傾向の教義を、口頭、文書あるいは他の何らかの手段で広めようとするもの。何らかの組合に加入していたり、そういった教義の扇動者あるいは活動家であると評判のもの、また一般に、国外の安全、国家の統治権、国内安全や国家の社会秩序等に対してチリの法律が犯罪であると認めるような行為を行うもの。チリの利益に反する行為や国家にとって危険な行為を行うもの。
2. 薬剤や武器の不法な商業取引に従事するもの、密輸で“刀剣類”を扱うもの、そして一般に、道徳や正しい習慣に反する行為を行うもの。
3. 普通犯罪による受刑者あるいは現在起訴されているもので、チリの法律が犯罪者と見なすもの、及び非政治的犯罪で警察当局から逃亡中のもの。
4. 職業を持たないもの、仕事のできないもの、あるいは、社会保障費なしでチリで生活できるための資金のないもの。
5. チリの保健衛生局が、入国障害の理由になると定めた病気にかかっているもの。
6. 最高法令により国外追放されて、その法令がまた廃止されていないもの。
7. 次の第16条第4番と第35条及び第83条に定められた事は別にして、

この法令と規則に定められた入国必要条件を満たしていないもの。

第 16 条 以下のような外国人の入国を妨げることが可能である。

1. 普通犯罪により受刑中のものあるいは、現在起訴されているもので、チリの法律が、単純犯罪と見なすもの。
2. 政府の処置によりチリを出国して、前条第 6 番に含まれないもの。
3. 他国から主務官庁により追放されたもの。
4. 18 才に満たないもので、父、母、保護者の付きそい無しでチリに旅行し、前述の保護者のうちの一人が該当する裁判所による許可文書でチリ当局がしかるべく査証したものを持たないもの。

前条及び本条の禁止事項は、本法令第 10 条に示される当局によって適応される。

第 17 条 第 15 条に示されている禁止事項のいずれかに該当するにもかかわらず入国したもの、あるいは居住期間内に第 15 条の 1, 2, 4 に示される行為を行ったり、あるいはそれに該当するものは、国外へ追放することができる。

第 4 節 公的居住者及びその他の居住者について

第 18 条 公的居住者及びその他の居住者は、パスポートあるいはしかるべく査証された類似の資料を所持してのみ、入国することが可能である。

1 公的居住者について

第 19 条 政府に対し保証された外交団体及び領事館の成員や、チリ共和国により認められた国際機関に属するものが、公的居住者と見なされ、外交査証あるいは公的査証が付与される。

前述の人々とともに居住する家族、事務職員、業務員及び外務省が示す

規則により定められたその他の人々にも、同種類の査証が付与される。

第 20 条 公的居住者は、チリ国内で遂行している公的任務が終わるまで、公的にチリ国内に滞在できる。彼らの身分を保証する外交団、領事館、あるいは国家機関、国際機関は、彼らの任務が終わった時点から 15 日以内に、外務省にその事情を知らせなければならない。

第 21 条 公的居住者は、事務職員や業務員を除いて、その任務が終了した時点で、永住許可を申請することができる。

事務職員あるいは業務員は、その任務が終了した時点で、契約居住者又は一時的居住者の査証を申請することができる。また、チリ国内に 1 年居住した後その任務が終了した場合は、永住許可を申請できる。

II その他の居住者について

第 22 条 その他の居住者に対しては、以下の名称の査証が付与される。契約居住者、学生居住者、一時的居住者、政治的保護又は避難居住者。

契約居住者に関して

第 23 条 契約居住者査証は、労働契約を遂行する目的でチリへ来る外国人に対し、付与される。

チリ国内に滞在していて、労働契約遂行のために定住する外国人にも、同種の査証が付与される。

規則が定めるところの家族に対しても、同種の査証が付与される。

契約査証は、2 年間有効で、同期間の延長が認められる。パスポートに期間が記入されていない場合は、有効期間は、最大限と見なされる。

契約居住者は、2 年間の居住後、永住許可を申請することができる。

第 24 条 この査証を得るための労働契約には、雇用者が労働者及び契約が定める人の帰国運賃の支払いを引受けるという条項が含まれていなければ

ならない。契約の形式と性質については、規則により定められる。

第 25 条 この種の査証付与に必要となった契約が終了すると、この査証は無効となり、15 日以内に当局に対し、終了したことを通知しなければならない。ただし、その本人が、新しい査証あるいは永住許可を申請する権利は認められている。

第 26 条 アーティスト、スポーツマン、その他の外国人で、入国して報酬を得るための活動を希望しているとしかるべく判断された人に対し、規則の定める形式と条件に従って、契約居住者査証が付与される。

Ⅲ 学生居住者に関して

第 27 条 学生居住者査証は、国家機関、国家が認めた特殊機関、あるいは高等教育、専門教育のセンター・機関で研究を行う目的でチリに来る学生に対し、付与される。

同様に、国内にいる外国人で、前述のいずれかの機関に登録されていることを確認できるものに対しても付与される。

この査証は、最高 1 年の有効期限を持ち、連続して無料で、同期間の延長を行うことができる。

この査証の有効期間延長を申請するためには、その外国人は、登録証明書と出席証明書により、学生としての身分を証明しなければならない。

学生居住者は、前もって内務省の許可を得ない限り、国内において報酬を得るための活動を行うことはできない。

第 28 条 チリ国内に 1 年以上居住する学生居住者は、この法令の定める査証のうち他の査証も申請することができる。

学生査証を付与された本人は、研究終了後永住許可を申請することができる。

Ⅳ 一時的居住者について

第 29 条 一時的居住者査証は、チリ国内に定住する意志のある外国人で、その家族関係や国内での利害が保証され、その居住が有益であると見なされた場合に付与される。この査証は、本人とともに暮らす家族にも拡大して付与される。

この査証はまた、少くともチリ国内に 1 年間滞在したことのある元居住者や、かつて永住許可を得ていてそれが無効になった人に対しても付与される。これらは、第 43 条に従うものとする。

第 30 条 一時的居住者査証の有効期間は最高 1 年で、1 回限り、同期間の延長が認められる。パスポートに期間の記入がされていない場合は、有効期間は最高の 1 年と見なされる。

第 31 条 一時的居住者査証を付与された本人は、一時的居住者として 1 年間居住すると、永住許可を申請することができるようになり、2 年間居住するとこの申請が義務的になる。これを行わない場合は、出国しなければならない。

第 32 条 チリ人と結婚した外国人女性で、チリのパスポートが付与されたもの、あるいは夫のパスポートに加えられたものは、領事規則に従って入国するためには、この法令の遂行のため一時的居住者と見なされる。

第 33 条 その受け入れが国内の法人から要求された外国人、あるいはその職業が認められたり、技術者や高く評価された人物であるとして共和国政府が認められた国際機関から援助を受けた外国人に対しては、一時的居住者査証が付与される。

Ⅴ 政治的保護を受けたもの、避難民について

第 34 条 政治的保護を受ける居住者査証は、身の安全の保障と居住国にお

ける重要な政治的事情の理由から、チリの外交使節団に対し保護を求めて訴えざるをえなくなった外国人に対して付与される。

一時的な形で外交団による保護が与えられると、外務省と内務省により詳しい事情が調べられ、査証を付与するか否かが決定される。

査証付与が決定した場合、外交団による保護は確実に保証され、パスポートあるいは通行許可証、本人が提示するか又は本人に付与される同種類の書類に、査証が押される。

この査証は、政治的保護を受けたものの家族で、本人とともに外交団による保護を受けた家族にも拡大して付与される。

第 35 条 同様に、政治的保護を受ける居住者査証は、前 34 条に示されたのと同じ事情のため居住する国を捨てざるをえなくなり、規則に反してチリ国内に入国して来る外国人に対しても付与される。この場合、その外国人は第 10 条に示された当局に出頭して、この特権を与えてくれるよう訴えなければならない。この際、当局に出頭した日より 10 日以内に、文書で申請書を提出しなければならない。

この同じ 10 日以内に、身分を証明する資料のない場合は身分証明書を申告し、あるいは身分証明の資料またはパスポートが正しいことを表明しなければならない。もしこの資料が正しくないと判明したり、それを申告しなかった場合には、この法令の定める制裁が加えられる。

内務省は、査証を付与するか申請を拒否するかについての情報を前もって調査局から知らされる。

申請を認めることが決定した場合は、その外国人は、当局が必要と判断した管理統制処置を行われる。ある一定の場合には、15 日間までその自由を拘束することが可能である。

第 36 条 この査証はまた、旅行者、居住者、公的居住者としてチリ国内に滞在している外国人で、その自国あるいは常に居住する国で起こったとしかるべく判断された政治的理由により、帰国が妨げられた外国人にも付与

される。

第 37 条 政治的保護を受ける居住者査証の有効期間は最高 2 年である。該当する書類に期間の記入がない場合は、有効期間は最高の 2 年と見なされる。

この査証は、同期間ずつの延長が可能で、その形式も定められていない。また場合によっては、この法令に示された他の種類の査証に変更することもできる。

政治的保護を受ける居住者は、チリ国内に 2 年間居住した後、永住許可を申請することができる。

第 38 条 政治的保護を受けた居住者査証は、その本人が国外に出ることによって無効になる。

第 39 条 避難民に対しこの査証を付与するために、チリ政府が承認した国際条約に示された状況にいるような人をこの条件を備えるものとする。

第 40 条 政治的保護を受けた居住者または避難民査証を付与された本人は、報酬を得るための活動やその条件に合った活動を行うことができる。また、内務省の決定する管理下におくことができ、内務省は彼らの居住を許可しない場所を決定することができる。

第 5 節 永住許可について

第 41 条 永住許可は、外国人が国内において無期限に定住し、法律や規則が定める制限以外の制限は受けずあらゆる活動を行うために、付与されるものである。

この許可は、内務省の決定により付与される。

第 42 条 この永住許可を得るために国内に居住する期間は中断されてはならない。不在期間が合計 90 日以下の場合、中断されなかったとみなされる。

第 43 条 1 年以上続けて国外にいた外国人は全て、その永住許可が自然に無効になったと見なされる。規則が定める場合に関しては、無効になることはない。

第 6 節 観光旅行者について

第 44 条 娯楽、スポーツ、保養、研究、仕事、家族的目的、あるいは宗教的目的その他で入国し、移民、居住、報酬を得る活動の意志を持たない外国人は、観光旅行者と見なされる。

旅行者はすべてチリ国内に滞在中の生活に十分な経済的手段を所持していなければならず、当局が必要と判断した場合はそれを証明しなければならない。

旅行者は国内に 90 日まで滞在できる。また規則の定める形式で同期間の延長を申請することができる。

例外として、さらに強い理由が証明された場合、出国するのに絶対必要な時間によって二度目の延長をすることができる。

第 45 条 旅行者は、パスポートあるいは国籍を有する国が与えた同様の書類を所持していなければならないが、領事査証を得る必要はない。規則で定められた場合には、国際間相互の問題や共和国政府が承認した協定のためという理由で、他の種類の資料を要求することもできる。

しかしながら、チリ共和国が外交的関係を有していない国の国籍を持つ旅行者は、チリ領事館またはそれを代表するものによってしかるべき登録を受けたパスポートと、自国またはその入国を許可した他国への渡航費用を所持していなければならない。

無国籍者は、出身国またはチリが認める国際機関が与えたパスポートに、前述の機関が出した査証の押されているものを所持している場合、旅行者として入国できる。さらに、出身国への再入国許可と出身国またはその入

国を許可する他国への渡航費用を所持していなければならない。

第 46 条 入国時に、旅行者に対しては、証明書が付与され、これによってチリ滞在中その身分を証明できる。

「観光旅行証明書」と呼ばれるこの文書は、調査局、観光局、国家統計局の通知を受けた内務省が作成する。

第 47 条 観光旅行証明書は無料で付与される。しかしながら、時には、外務省の通知を前もって受けた内務省が、最高法令にもとづいて観光旅行証明書に手数料の支払いを課すこともできる。

いずれにしても、他国においてその国へ旅行者として入国するチリ人に対し手数料の支払いを要求する場合には、それらの国々の国民に対し同種の手数料の支払いを要求することができる。

第 48 条 観光旅行者に対し、彼らが報酬を得るための活動を行うことを禁止する。しかしながら、条件のそろった場合に関し、30 日以内ならその活動を行うことを内務省は許可できる。その期間は、観光査証の有効期間が終わるまで、同期間ずつの延長を認められる。

前述の許可を与えると、内務省は観光旅行証明書を回収して特別証明書と取り換える。その中には、規則に定められた事項が記入されている。

彼らが出国する時には、特別証明書と観光旅行証明書を交換してもらわなければならない。その際、前もって、課税の支払い証明書を提示しなければならない。

第 49 条 観光旅行者は、以下の場合に該当すると、その場合に応じて、旅行者としての資格を居住者または公的居住者のものと交換することを申請できる。

1. チリ人と結婚しているもの、及びその両親か子どもである人。
2. 何らかの査証または、永住許可を得てチリ国内に居住する外国人と結婚した人、及びその子ども。また、前述のいずれかの条件でチリ国内に居住する 21 才より年長の外国人の両親。

3. チリ国民の祖父母などに当たる先祖の人。
4. 帰化したチリ人の、外国籍を持つ子ども。
5. 専門家、技術者等で、公認の資格によりその身分を証明し、その受け入れが保証される人。または、チリ国内でその職業を有効にいかせる人。
6. 国家教育機関または国が認める教育機関が受け入れを保証する教師。
その際必ず、公認の資格により身分が証明されなければならない。
7. 通常、公的居住者査証が付与されるような任務を行うために任命、または契約された人。
8. 第 36 条に従って、避難者または政治的保護を受ける身分を訴えるもの。
9. 5, 6, 7, 8 に示された外国人と結婚している人。及びその子ども。
この特典は、一緒にまたは別々に願い出ることが可能である。
10. 内務省の判断で、この特典を得るに値すると見なされたもの。

第 7 節 乗員について

第 50 条 外国人で、国際輸送企業に所属し、船舶、飛行機、地上の乗物、鉄道等の乗員である人は、全ての場合「乗員」という特別な資格を持つ居住者と見なされる。これについては、この節で述べる。

国際輸送企業の外国人乗員は、チリ国内にその都度、第 10 条に示す当局が定める期間だけ滞在することができる。それは入国の際に付与される「乗員証明書」という文書の中に記入されており、30 日を超えることは不可能である。

内務省は、規則の定める特殊な場合に限り、6 ヶ月までの滞在許可を与えることができる。

第 51 条 乗員証明書はまた、外国人で国内で信用ある企業の出した文書により国際間の船舶、飛行機、地上の乗物、鉄道等の乗員であることが証明

され、またいずれかの輸送手段によりその企業の乗員に加わる目的で入国するものにも付与される。

同様に、乗員は、入国の時とは異なる輸送手段で出国する場合でも、乗員としての身分で出国しなければならない。

乗員の不法滞在や、国外への追放、出国等の費用は、それぞれの輸送企業が責任を負わねばならない。

第 8 節 身分証明書と登録について

第 52 条 18 才を超える外国人は、入国した日から 30 日以内に、調査機関が行う特別な外国人登録に登録されなければならない。ただし、観光旅行者及び公的居住者は除く。

規則に反して入国し、チリ国内で査証を付与された外国人は、査証付与から 30 日以内に前述の義務を果たさなければならない。この取り決めは、外交的査証または公的査証を得たものには、適応されない。

登録証明書の料金は当事者の責任であり、その作成費用を超えてはならない。作成費は、毎年内務省が決定する。

第 53 条 登録を義務づけられている外国人及び、永住許可を得ている外国人は、第 10 条に示された当局に対し、住居やその活動の変更に関して変更の日から 30 日以内に通知しなければならない。

同様に、登録を義務づけられている外国人は、第 52 条に示された期間内に身分証明書の申請を行わなければならない。その有効期間は、査証の有効期間と同じである。

永住許可を持つ本人の身分証明書は、有効期間が 5 年間になる。

第 9 節 出国と再入国について

I 出国について

第 54 条 出国に際し、外国人は、調査機関が与えた通行許可証を所持していなければならない。次に挙げる人はこの義務を免れている。公的居住者、観光旅行者で観光旅行証明書に記入された有効期間内に出国する人、当局から国外へ出ることを義務づけられた人及び追放される人。

第 55 条 チリ当局が決定を行わず、出国の妨げになる事柄が存在する場合には、通行許可証は与えられない。

通行許可証を与えるために、調査機関は、登録証明書と外国人としての納税義務を果たしたことを証明する国内課税証明書を前もって提出するよう要求する。入国から 30 日以内にチリを出国する外国人及び 18 才に満たない外国人に対しては、この種の文書は要求されない。

21 才に満たない外国人で、父権を行使するものまたは保護者を伴わないで行くものに対し通行許可証を与えるためには、調査機関は、その父親、いない場合は母親、両方いない場合は後見人か“小人のための裁判官”による公証による許可証をあらかじめ提出するよう要求する。単独で入国した 21 才に満たない外国人の場合は、この許可証は要求されない。

民法の第 109 条及び第 110 条に示された場合には、父親または母親がいないものと判断される。

第 56 条 出国のために通行許可証を得る必要のある外国人は、何らかの訴訟で裁判になっていないことを証明しなければならない。そのためには、出国前 30 日以内に身分証明局に対し、パスポートの登録を申請しなければならない。

前述の事情のあるものは、その裁判所から出国許可をもらわなければならない。

II 再入国について

第 57 条 査証を付与された本人で出国を希望し再入国の意志のあるものは、内務省に対し再入国許可証を申請することができる。それは、本人のパスポートまたは同種の書類に押される。この許可証の付与により外国人は査証の有効期間内に再入国することを認められる。

第 58 条 この許可証を得るためには外国人は、チリ国内における居住者としての身分を証明しなければならない。さらに、契約居住者はその労働契約がまだ有効であることを、学生居住者査証を受けているものはその身分を維持していることを証明しなければならない。

第 59 条 しかるべき条件の整った特別な場合において、内務省は、外国人で従事する仕事の性質上習慣的に外国へ行くものに対し、6ヶ月間出国して再入国する許可を与えることができる。その際、パスポートにその事情が明記され、パスポートの登録義務と第 57 条に示された再入国特別許可証申請の義務は免れることになる。

この許可証は、当事者が申請する再入国の回数に従って付与される。

第 60 条 永住許可を得た本人は、観光旅行者としてチリに再入国できる。この身分で再入国しても、この法令の遂行のため永住許可証の本人と認められる。

第 61 条 再入国許可証を得ずに出国する外国人に関しては、通行許可証を付与する時点で、調査機関が身分証明書と登録証明書を回収することになる。

前述の例外を除いては、通常査証は、その本人が国外に出ることにより自然に無効になる。

第 10 節 拒否と取り消しについて

第 62 条 観光旅行査証や、永住許可等その他査証の延長を認める場合には、以下に示す却下の理由になるものを考慮しなければならない。

第 63 条 次のような申請者の請願は、拒否しなければならない。

1. 第 15 条に示された禁止事項のいずれかに該当するにもかかわらず、
チリに入国したものの。
2. チリ国内に居住中に行った活動または生じた事情により、第 15 条の
1 または 2 に該当するようになったもの。
3. 偽造した入国書類または他人の入国書類で入国したものの。またチリ国
内において付与された居留外人のための文書に、第 35 条の取り決めや
刑事責任等にもかかわらず、同種の偽造を行ったもの。
4. 申請した特典を得るのに必要な条件を満たしていない人。

第 64 条 次のような申請者の請願は却下することができる。

1. 犯罪あるいは単純犯罪によりチリ国内で受刑中のもの。
訴訟中の被告でその申請が却下された場合は、その訴訟において確定
した判決が下されるまで国内にとどまることが命ぜられる。その場合、
必要な期間、何らかの法的管理下に置かれなければならない。
2. 領事証明書、観光旅行証明書、登録、身分証明書、種々の査証やその
延長、一定期間滞在許可証等の申請を行ったり、その他チリ当局に対し
何らかの手続きを行う際に、偽りの申告をしたもの。
3. チリ国内に居住中、チリが外交関係を有している他国またはその国の
政治家に対し迷惑となるような行為を行ったもの。
4. チリ入国後起こった事情により、第 15 条 4、5 に該当するようにな
ったもの。
5. この法令及びその規則が定める禁止事項を犯したり、義務を遂行しな
かったりしたもの。
6. 何らかの特典を申請する際に、この法令及びその規則の定める期限を
守らないもの。
7. 契約居住者で、自分の責任によりその労働契約を終わらせる原因を作
ったもの。

8. 納税義務を果たさないもの。

同様に、国家の利害という理由により申請を却下することができる。

第 65 条 以下のような許可証は、無効として取り消される。

1. 第 15 条に示された禁止事項のいずれかに該当するものに対し、外国で付与された許可証。

2. 第 63 条の取り決めに違反してチリ国内で付与された許可証。

3. 観光旅行者としてチリに入国後、またはその許可証が付与された後、

第 15 条の 1 または 2、第 63 条の 3 に該当するような行為を行ったもの。

第 66 条 その行った活動またはチリ国内に観光旅行者として入国後何らかの許可証を付与された後生じた事情により、第 64 条に示された場合に該当するようになった外国人の許可証は、取り消して無効にすることが可能である。

第 67 条 前述の 2 ケ条が示す許可証の取り消しについては、内務省がこれを決定するものとする。

この法令が定める何らかの許可証が取り消されたか却下されたか、いずれの場合にしても、内務省はその外国人に対し 72 時間以上の期限を与えて、万全を期して自主的に国外に出るようにさせる。この期限が満ちてもその外国人がまだ国内にいる場合は、その場合に応じて追放の命令が出される。

第 2 章 違反行為、制裁、訴えについて

第 1 節 違反行為と制裁について

第 68 条 外国人で、偽造文書あるいは他人に出された文書を利用して入国したもの及び居住中にそれらを利用したものは、最高懲役の刑罰を課せられる。さらに直ちに追放が命ぜられ、課せられた制裁が終了すると同時に追放が行われる。

前述の犯罪の場合は、当事者の一時的自由及び刑罰の条件つき免除は認められない。

本条項の取り決めは、その外国人が第35条の2番目に示された申告を行った場合には、当てはまらない。

第69条 外国人で秘密工作を行って入国したものは、最低でも懲役の刑罰を課せられる。

許可されていない場所でこの行為を行くと、課せられる刑罰は最低から最高まで懲役になる。

入国の妨げとなる事情や禁止事項がありながら入国した場合には、最低から最高まで懲役が課せられる。

以上に示した場合に課せられた刑罰が終了すると、その外国人は直ちに国外へ追放される。

第70条 許可を得ないで報酬を得るための活動を行っていて捕えられた外国人の場合は、最低賃金1～50の罰金が課せられる。

第71条 合法的な居住期限が切れた後も国内に居住を続けている外国人は、出国を強制されるかまたは追放される可能性の他に、最低賃金1～20日分の罰金が課せられる。

第72条 国内滞在中に、登録、身分証明書申請、住居や活動の変更通知等自分に該当する義務を怠った外国人は、最低賃金1～20日分の罰金が課せられる。さらにこの法令の決定事項に対し重大な違反またはその違反を繰り返した場合には、国外退去あるいは追放が命ぜられる。

第73条 輸送企業で、必要な文書を用いずに入国した外国人を国内に運搬した業者は、違反者1人当たり1～20日分の賃金の罰金が課せられる。これを繰り返した場合には、内務省は罰金を課した上に運輸省に通知して、適切な処置または罰を施してくれるようにする。

所有する交通手段が、当局の行う出国検査を受ける前に国外へ出た場合の業者に対しては、10～50日分の賃金の罰金が課せられる。

第 74 条 国内における合法的な居住または滞在を前もって証明するか、あるいはしかるべく許可されたり資格のある外国人でなければ、その外国人に職を与えることはできない。

外国人を雇用したり所属させているものはすべて、サンティアゴ内務省、地方監督または各州知事に対し、それぞれの場合について 15 日以内に、その外国人が居住条件を変えた場合の事情を、文書で知らせなければならない。さらに、内務省がそれを命じた場合には、それらの外国人の国外追放の費用を負担しなければならない。

本条項の決定事項に違反した場合は、それぞれの違反に対し 1～50 日分の賃金の罰金が課せられる。

第 75 条 労働厚生省下の当局は、内務省、地方監督または州知事に対し、外国人の契約に違反があった場合すべて通知しなければならない。

契約査証を得るために、労働契約を行う際に偽りの申告を行った外国人に対しては、警察当局により要求や通知が行われるけれども、国外へ追放という処置が施される。

前述の目的で、外国人と労働契約を行う際に不正を行った雇用者については、1～50 日分の賃金の罰金が課せられる。

繰り返しこの違反を行った場合には、罰金の他に最低でも懲役の刑に処せられる。いずれにしてもその外国人の出国費用は負担しなければならない。

国家または各市の機関がしかるべく労働許可あるいは資格を与えていない外国人との契約が発覚した場合には、内務省は当局に対し概略的な行政調査を行うよう要請しなければならない。それによって違反を犯した公務員に対しては 1～15 日分の賃金の罰金が課せられる。再犯の場合には、雇用取り消しを要請する。

第 76 条 国家または各市のサービス、機関は次のことを外国人に対し要請できる。これらの機関が権限を持つ事柄の処理、国内における合法的な居住

を前もって証明すること、それぞれの活動や契約を行うための許可または資格を得ていることを証明すること。

第 77 条 外国人を宿泊させるホテルや宿泊施設の所有者、管理者、経営者または責任者は、外国人に対し国内での合法的居住を前もって証明するよう要請しなければならない。また、外国人に対し国内での合法的居住を前もって証明するよう要請しなければならない。また、外国人に対し居住施設を賃貸する貸主も同様である。

この義務を怠った場合には、1～20日分の賃金の罰金が課せられる。

非合法な状況で外国人を宿泊させる個人に対しては、1～10日分の賃金の罰金が課せられる。

第 2 節 制裁の適用と訴えについて

第 78 条 この章に述べられている犯罪については、警察当局が扱う。

各訴訟は、内務省または地方監督の通告あるいは要求により始めることができる。内務省及び地方監督は、違反行為が削減したとして訴訟を断念することがいつでもできる。裁判所は、断念することが決定したら通知して、被拘留者または犯人に対し当面の自由を認める。

第 79 条 この法令に定められた罰金は、その罰金を正当化するような前歴を手がかりとして行い行政決議により、内務省が適用する。その際、可能ならば当事者の事情を聞かねばならない。

罰金が課せられたことに関して、その住居宛の個人的通知または証明書が届いてから10日以内に、当事者は内務次官に対し再検査の訴えをすることが可能である。その際内務次官は、平明に、新しい事情も考慮して、それを認めるか却下するかを知らせる。同時に、罰金額を上げるか下げるかについても決定することができる。

再検査の訴えを起こすためには、当事者は内務省に対し手形で罰金の50

を預けることが必要条件になる。その金額は、訴えが認められた場合には、本人に返されることになる。

第 80 条 行政決議は、課せられた罰金を徴収する実行力を持つ。

外国人の違反者で、行政決議が確定してから 15 日以内に罰金を支払わないものは、国外追放を命ずることができる。

第 3 節 管理, 移送, 追放処置について

第 81 条 外国人で、この法令に定められた要請事項や条件を満たさずに入国したもの、禁止事項を守らないもの、許可証の有効期限が切れた後もチリ国内に滞在しているもの等は、直ちに当局の管理下に置かれ、共和国内の定められた場所に移送されることもある。その間に、その外国人の滞在や懲罰の適用などが定められる。

第 82 条 管理処置は、違反を取り押えた警察当局が行い、調査局を通じて内務省に事情を知らせる。それによって違反者に対し適切な制裁が課せられる。

第 10 条に示された当局が違反者を捕えた場合には、適切な申し立てを行わせ必要な文書を回収する。同時に、違反者に対し滞在場所を指定して必要な期間そこでの滞在を強制する。さらに定期的に、一定の警察局へ出頭することを義務づける。

これらの管理及び移送処置を避けた場合には、その違反者を国外追放するのに十分な理由になる。

第 83 条 第 10 条に示された当局は、外国人で、何らかの省略のある文書や偶発的欠損があったり、その真偽の疑わしいような文書を用いて入国しようとするものに対し、その入国を一時的に認めることができる。そしてそれに関して該当機関に知らせ、その文書が有効か否か、あるいは管理、監視、移送等この章に示した処置を施すかを決定する。

第 84 条 もし内務省が国外追放を決議した場合には、最高法令を発する必要がある。しかしながら、観光旅行者として滞在している外国人の追放・移送の場合には、理由確認の手続きを免れて、行政決議により決定される。

外国人の移送は、行政決議により決定される。

同じ法令または決議により、当事者に対し行政上及び法律的行為が保留にされる。その行為は法律が定める。そして、前もってその滞在が命じられ警察の監視下に置かれる。

国外追放の法令や移送の決議は、いつでも無効にしたり一時保留にしたりすることが可能である。

第 85 条 商業企業の乗員である外国人あるいは旅客国際輸送に従事する外国人で、各輸送手段を捨てて観光旅行者としての条件を満たさない時、企業の代表、領事または外交代表または本人が定められた期間内に万全を期して出国の手続きか乗員許可証の拡張を行おうとしなければ、何の手続きもなしに、国外に追放される。いずれにしても、滞在及び追放の費用は各企業が負担することになる。

第 86 条 この章で述べた追放処置を効果的に行うために、その外国人に対し権限を持つ地方監督または州知事は、必要に応じて法令によりその個人的所有物を侵すことを決定するための権限をもつ。

第 87 条 第 15 条の 6 に該当する禁止事項を犯した外国人は、新しく法令を出さないでも追放される。犯行を繰り返した場合には、違反者は最低でも懲役を課せられ、その懲役が終了した時点で何の手続きもなしで国外追放処置をとらねばならない。

前述の取り決めは必ず、その違反行為がこの法令第 69 条か他の特別な決定事項に含まれる犯罪に該当しない場合と考えられる。

国外において何らかの査証を得ても、追放法令や国外強制退去処置を無効にすることはない。

第 88 条 内務省は、追放されたり強制的に国外に出された外国人の名簿を

保管していなければならない。また外務省に対しこの処置に関する連絡を行う。

第 89 条 この法令に従って国外追放を命ぜられた外国人は、それを受けてから 24 時間以内に、最高裁判所に対し、自分でまたは家族の者を通じて裁判の訴えを行うことができる。

この訴えは根拠に基づいていなければならない。最高裁判所は概略的に審議して、出頭から 5 日以内に異議の申し立てについて決定を下す。

訴えを起こすことによって追放命令の執行は保留になり、この手続き期間中その外国人は拘置所に入れられるか、内務省または地方監督の定めた場所に自由を拘束されてとどまることになる。

第 90 条 最高裁判所に対し訴えを起こさずに 24 時間経過したり、あるいは訴えを拒否した場合には、行政当局は決議の執行を命じ 24 時間以内に出国することを指示する。

第 3 章 内務省と、居留外人移民局の組織、機能、職種について

第 91 条 この法令とその規則の決定事項を適用するのは内務省である。

特に、次のような職権を行使する。

1. 各場合に係わる機関の情報により、移民及び外国人のための国家政策を提案する。
2. 外国人法の遂行を監視し、その修正、補足を提案する。また居留外人、移民局を通じて、この法令及びその規則の決定事項を適用する。
3. 移民や外国人に関する事項を含んだ国際協定や条約について情報を得、それについて外務省に連絡する。
4. 第 3 条に示された形で、外国人の入国及び出国場所を許可する。
5. 国家外国人登録を、設置し、組織及び維持していく。
6. 不正移住（出国、入国ともに）を防止し、抑える。

7. この法令の規則に従って、違反者に対し、行政上の制裁を課す。
 8. 規則に反してチリに入国した外国人、または不法居住の外国人の滞在を取り決め、出国あるいは追放を命ずる。
 9. この法令がよりよく適用されるために種々の検査を要請する。
 10. チリ政府の種々の機関に対し、種々の権限を委任する。
 11. 疑わしい場合には、ある人が外国人であるか否かを申し立てる。
- 第 92 条 この法令とその規則が正しく遂行されているか否かを直接に監視し、遂行を適用することは、内務省の居留外人局（以後居住外人、移民局と呼ぶことにする）が行う。
- 第 93 条 この法令とその規則に従って内務省が発する、法令、決議、命令、指示等を実行するのは、居留外人、移民局である。

第 4 章 種々の決定事項

第 94 条 中央身分証明局は、調査局に対して、無罪と思われる外国人が関係している犯罪の訴訟で、有罪判決あるいは犯人を引き受けるような判決が出された場合には、その事情を知らせなければならない。

調査局はこれらの事情を内務省に知らせ、同時に裁判の判決に關与した外国人のチリにおける居住状態についても知らせなければならない。

チリ憲兵司令部は調査局に対し適切に、刑務所に拘束されている外国人の刑が終わる日を連絡し、完全な自由の身かまたは条件つき自由の身で出て来る日も厳密に示さなければならない。

第 95 条 この法令において最低賃金について述べた部分は、サンティアゴ州の月々の最低賃金について述べたものである。

第 96 条 法律 1918 年 № 3466, 1959 年 № 13353 及びその規則、この法令の内容に反する法律、規則等は全て廃止される。

この法令が有効になった日から 120 日以内に、この規則が發布されるこ

とになる。

第 5 章 経過措置

第 1 条 外国人で1970年1月1日以前に入国し、不法的状态について、この日付けより中断することなくチリ国内に滞在したものは、一定期間滞在許可を申請しなければならない。

1970年1月1日以後に入国した外国人で、国内に不法的状态で滞在し、この法令が有効となる日まで少くとも1年間中断することなく滞在したものは、査証を申請する権利を有する。

この条文に示されたような状況にいる外国人は、6ヶ月以内に各自の申請を行わなければならない。もし行わない場合には、この法令第2章に示された処置が適用される。

内務省は、しかるべき条件の整った場合には、この条文の処置に訴える外国人が示す文書が有効か否か決定する。その上で良心に従って条件を評価してこの申請を認めるか却下するか決定する。却下する場合には、定められた期間内に万全を期して申請者が国外に退去するかまたは追放を命ずることができる。

第 2 条 自然人または法人、公的または私的に外国人を所属させている場合、その外国人の文書が欠けていたり不法に国内に滞在している場合は、この法令が公布された日から90日以内に、文書によってその事を知らせて適切な許可や滞在調整を申請しなければならない。

前第1条に示した6ヶ月の期限が切れると、各雇用者または責任者は直後の5日以内に文書によって、各州では地方監督または州知事に、サンティアゴでは居留外人、移民局に、この義務を果たさなかった外国人の氏名を知らせなければならない。

第 3 条 不法状態にいる外国人で、経過措置第1条に示した期間内にその

身分の調整を申請しないものは、その雇用または職を解雇されねばならない。このような事情は全ての場合、解雇の合法的理由とみなされる。そしてその労働契約の内容がいかなるものであっても、当事者は賠償請求を行うことはできない。さらに、その外国人の国外追放も決定される。

この条項及び前条項に定められた義務を果さない雇用者は、その外国人の国外追放が決定した場合、その外国人が出身国または契約に記された国へ帰るための費用を負担しなければならない。

第 4 条 第 96 条に示された規則が發布されない間は、1959 年 9 月 16 日に国内で發布された最高法令 № 5021 に含まれている法律 № 13353 の規則が有効であるとする。ただし、この法令の定めた事項に反していない部分についてだけである。

第 5 条 地方監督や州知事の存在しない所では、この法令がそれらに与える職務や権限は、各市長や長官などにより行使される。

国家会計監査局に登録され、官報で公表され、国家会計監査局の法令集に書き入れられる。

署名 アウグスト・ピノチェト・ウガルテ

陸軍将軍，陸軍総司令官，共和国大統領

ホセ・T・メリーノ・カストロ

海軍将軍，海軍総司令官

グスタボ・レイ・グスマン

空軍将軍，空軍総司令官

セサル・メンドーサ・ドゥラン

将軍，密輸入監視兵長官

ラウル・ベナヴィデス・エスコバル

陸軍中将，内務大臣

以上を貴方に通知する。

敬 具

エンリーケ・モンテロー・マルクス
内務副次官

外国人法細則

1975年10月27日法令第1306号

第1章 入国について

第1節 事前措置

第1条 外国人の入国，居住，永住，出国，制裁，管理は，1975年7月19日法令第1094号，本法規及び1953年4月27日法令第69号により規定される。

第2条 国内に入るすべての外国人は，本法規に示す必要条件を満たし，滞在する為にはその入国要請，条件，禁止を遵守しなければならない。

第3条 外務省は，本国に入国を希望する外国人に外交使節団の外交官を通じ，滞在中の義務，権利，禁止について指示，方法，手続きを知らしめなければならない。

第4条 外国人の出入国を管理したり，法的必要条件を遂行しない人物の領域からの出入国を拒否するのが，調査局の業務にあたる。同様に，義務の遂行を監視し，法律や本法規に示したその他の措置を採用することとは別に，見つけられた違反を内務省に通告する事にあたる。チリ密輸入監視兵は，調査局の存在しない場所でこの機能を果たし，或いはこれが存在する場合でも，内務省が両機関が統合して働くのが適当と考えた場合，この役割を担う。

第5条 外国人は，要求された場合，身分証明書または外国人証明書をチリでの居住身分を保証する為に該当局に提示しなければならない。外国人が所属している，或いは宿泊を提供している企業，機関，個人は，同様の目的で要求されるすべての情報，資料を提示しなければならない。

第 2 節 入国と一般的認可許可について

第 6 条 外国人の入国は、適切な書類を以て、許可された場所で入国禁止、拒否の理由のない場合行なわれる。

第 7 条 調査局や密輸入監視兵により管理される場所が、資格のある場所とみなされる。これらの場所は、内務大臣と防衛大臣の署名による最高法令を通じ、共和国の大統領により決定される。資格のある場所では、前に制定した形で発布した最高法令を以て、一時的又永久的に、この手段を勧めるのに足る状況となった場合、人の通行を閉鎖することができる。ファン・フェルナンデス島での外国人の出入国は、海軍当局の担当となり、旅行書類を事前に回収して下船が許可される。この書類は、船、航空機の出港時に本人に返却される。

第 8 条 正式かつ有効なパスポート、又は外務省が証明する同様な書類、及びチリ政府により署名されたこの点についての取り決めや協定が定める書類が適当な書類の性格を持つ。

第 9 条 外国人は、旅行者、居住者、公的居住者、移住者の資格でチリに入国できる。旅行者は 90 日迄チリに滞在でき、第 3 章に定める形で延長可能である。公的居住者は、この資格で公的任務終了迄滞在できる。居住者は、第 2 章に定める形式と条件で、各々の査証が示す期間領域に滞在できる。国際輸送企業の外国人乗員は、第 2 章の第 6 節に制定する形態で居住者と見なされる。入国移民は 1953 年 4 月 27 日法令第 69 号により規制され、1975 年の法令第 1094 号、及び関連立法部と両立しうるような本法規の措置が適用される。

第 10 条 公的居住者、居住者、入国移民は、前もって準備した査証をもって入国できる。この法規の目的の為に、主務官庁によりパスポート或いは同種の有効な書類にスタンプを押してもらい、この査証により決められた期間内で入国を許可されることになる。査証は、旅券にスタンプが押され

た時点から有効と見なされる。旅行者は、領事査証は必要なく、入国に際しては第3章に示す書類のみ必要となる。

第11条 公的居住者には、「外交又は公的」の査証が付与される。居住者には、次の名称の査証が付与される。「一時的居住者」「契約居住者」「学生居住者」「政治的保護、避難民居住者」。

第12条 チリ国外での外国人への査証発給は外務省により決定され、外務省はこの目的で内務省と共に与える一般的指示に従い、外交使節団の外交官にその権利を与える。前述の指示は、最高政府により定められる移住政策に従う。これら査証発給には、領事査証料に定める料金をドルで支払う。

第13条 外交、公用、移住者の査証、及び領域内の外国人の永住を除いた査証の発給、変更、延長は内務省により決定、発給される。同様に旅行許可の延長やその他本法規に制定される入国許可を決定、与えることにあたる。特にこれら許可の譲渡が国に持たらず便宜、有用性、及び調査局の事前情報による国際相互作用に従って、任意にこれら職務は行なわれる。これら認可や許可は、最高令を通じ定められた額に従って国の通貨で支払われる。これら手数料は、領事料金として制定されているものとできる限り一致させるようにすること。

第14条 国外で発給された査証は、その名義人がチリに入国するのに、発行日より80日間有効である。滞在期間は、名義人が入国した瞬間より数え始め、その有効期間は、旅券の有効期間を越えないものとする。

第15条 居住者の資格で入国を希望する外国人に、外交使節団の外交官は、外務省の指示に従って入国禁止、拒否の理由がないかを調査し、少なくとも、次の必要条件を満たすことを要求しなければならない。

- a) 申請には職業及び職務、未婚既婚の有無を証明する書類及びその他申請する査証の種類により必要と見なす証明書を添付する。
- b) 主務官憲の発行する情報を通じ、良い履歴を保証する。
- c) 天然痘と、チリ衛生当局が指定するその他病気の国際予防接種証明書

を提出する。^(*)

- d) 伝染病に感染していないことを保証する。
- e) 書面にて、チリ滞在中は、内政及び友好的関係を維持している両政府に面倒を起こすような活動に参加しないこと、又、政治構造、法律法令及びその他共和国の領域内で現行中の措置を尊重し、遂行することを誓約書を通じ約束する。

第 16 条 査証を発給する際、外交使節団の外交官は外務省が示す指示に従い、4 通の領事証明書を作成しなければならない。これには、前項の e) に関する誓約書が含まれていなければならない。領事証明書の 2 通は本人に渡され、1 通は発行者の事務所のファイル用、もう 1 通が外務省に送付され、ここで領事活動が認証されると国家統計局に送付される。本人に渡された 2 通は入国管理官により回収され、1 通は調査局、もう 1 通は内務省に送付される。外国人が領事証明書なしに査証されたパスポートを持ち入国した場合は、前述の証明書の代わりに、管理官が提供する書式に記入しなければならない。

第 17 条 査証は証紙に押される。証紙には少なくとも次の事項が含まなければならない。領事館の名称、査証番号、名義人の名前、査証の種類、有効期間、査証料、発給される査証の認可、発給日、印紙及び領事の署名、第 14 条の初めの部分に示された期間を明確にすると共に、領事証明書を当事者に渡されたことを明らかにする。契約居住者査証については、スポンサー又は雇主の氏名を示さなければならない。

第 3 節 国際旅客輸送機関の管理について

第 18 条 国際旅客輸送企業は、次の義務を果たさなければならない。

〔(*) 厚生省の 1976 年 8 月 26 日決議第 06579 により廃止された〕

1. 入国資格に従い、入国を有効にする適切な書類の事前準備を怠った乗

客のチリへの輸送は控える。

2. しかるべき許可なしには、輸送機関の外国人乗員は国内にとどまらないよう注意する。
3. 機関の所属者が、本法規及び法的措置を遂行するよう観察を怠らない。
4. 書類不足、及び所持した書類が不完全な為入国を拒否された乗客は、企業の責任でできる限り短時間で国の責任なしに再び搭乗させなければならない。しかるべき許可なしで国内に滞在している外国人乗員に対しても同様の義務を負う。
5. いかなる国際輸送機関も、管理当局による乗客乗員の全面的な書類審査を行なわないうちに国の領域により出る事はできない。これは、署名と捺印で行なわれる。輸送会社の代理店は、これらの義務の不履行に対しこれら会社と共同責任をとること。

第 19 条 領域に到着するすべての国際旅客輸送機関は、輸送客の書類の審査目的の為に、第 4 条に示した警察当局の管理に委ねられる。管理局が入国の禁止や拒否する法的理由があった為許可せず、再搭乗を命じた場合は、会社がこれを要求する場合、各会社にこの状況を証明する書類を発行しなければならない。

第 20 条 強制的に入国又は入港した国際輸送機関の乗客、或いは不可抗力により旅行継続不可能となって適切な書類のない乗客には、通行客の資格で厳密に出国にかかる時間のみ滞在を管理局により許可される。入国の際には、持っている書類は回収され、観光旅行者証明書が渡される。この滞在、管理、出国にかかる費用は、各会社の負担となる。

第 21 条 領域から出入国する乗客の書類審査を行なう場所には、審査が輸送機関上で行なわれない場合は、この検査を行なう人員と、その他の法律が指定する業務に関する検査に参加しなければならない公務員のみが立ち会える。管理当局の要請により、審査を行なう場所で活動する警察公務員や保安公務員は、この場所へのこれら以外の人の通行を拒否することがで

きる。

第 22 条 書類審査が輸送機関上で行なわれない場合、この目的のため指定された場所がその延長とみなされる。

第 23 条 海上輸送機関で渡航する乗客の書類審査は、次の規定に従う。

1. 船会社及びその代理店は（又は引受人は）、少なくとも 24 時間前に、所属している船の入港、出港を、前寄港地、仕向地、船籍、乗客数、及びその接岸、出港時間を明らかにして管理当局に通知しなければならない。
2. 同様に、これらの会社は、必要な場合は船の送迎経路の方法を提示しなければならない。
3. 船の入港の際の書類検査管理は船上で行なわれ、この業務が終り次第乗員乗客の下船が許可される。
4. 船長又は、各引き受け会社の代理人は、船の乗客名簿と乗員の身分証明となる資料をつけた船員名簿を管理当局に提出しなければならず、これに従い検査が行なわれる。
5. 船がやむを得ず入港し、国の港に接岸しなければならない場合、その管理は、該当海運局と内務省の指示に委ねられる。いずれにせよ、乗客、乗員が法律や本法規に示す必要条件を満たさずに下船するのを避けるのに適切な監視を、当局が行なう。この場合は、乗客が書類を持っていないか、不足していても法的制裁の対象とはならない。
6. 目的地ではなくても、チリの港に入港する外国人乗客は、この港を訪問するのに事前に身分証明の書類を回収することにより管理局から入港許可され、船長は、通行客の保証書を与えなければならない。市外へ出る場合には、観光旅行者としての許可証が必要になる。

第 24 条 飛行機の乗客、乗員の審査は次の規定に従って行なわれる。

1. 国際空港において行なわれる。但し、緊急時には、管理当局が指定した場所で行なわれる。

2. 航空会社は飛行機の発着日程を管理当局に渡さなければならない。これは当日まで保管する。
3. 飛行機のチリへの着陸以前に要求された場合は、航空会社は、通過客にしる、チリへ来る乗客にしる、目的地チリまでの乗客数を通知しなければならない。又、書面で要求された場合は、乗客についての情報を搭乗地を記して提供しなければならない。
4. 機長又は、会社により指名された役員は、乗客・乗員が降りる前に、チリに向け輸送した乗客数及び乗員名の書いてある一般的申告書2通を管理当局に提出しなければならない。出入国の際、各乗客は、必要な場合各会社により渡された"搭乗と搭降"証明書を所持していなければならない。
5. 一般申告書は、離陸の少なくとも1時間半前に航空会社により管理当局に渡さなければならない。調査局がこれを要求する場合は、航空会社は出入国の際に、指示された記述を加えた乗客名簿を渡さなければならない。ひとたび航空会社が便を閉めると宣言すると、これ以外の乗客の搭乗は、管理当局の明確な許可がなければ認められない。
6. 管理当局は、機上で、乗客・乗員が降りる前或いは離陸前に必要と思われる検査や審査を行なうよう設定することができる。
7. 手続きの終わった飛行機が、その出国を取りやめ、外国人乗客がもう少し国にとどまらなければならない場合、いかなる理由であれ、管理局はその書類に注意書きを行ない、後の出国の為の証明書を出す。飛行場外に出る通行客は、手続きとして、観光客の特別許可を得なければならない。

第 25 条 鉄道、陸上輸送機関で渡航する乗客の書類管理は、次の規定に従い行なわれる。

1. 鉄道会社は、出国の少なくとも24時間以内に、正副2通の乗客名簿を管理局が指示した事項を記して、管理局に渡さなければならない。

2. 同様に、国際陸上輸送会社の運転者、その引受会社又は代理人もこの義務を遂行しなければならない。
3. 国際鉄道で出入国する乗客の書類審査は、車上で行なわれる。管理当局は、この職務遂行の際は無料で輸送される。
4. 陸上旅客輸送の車は、書類審査や手続きの検査を行なう為に、管理当局の指示する場所に駐車しなければならない。運転者は、いかなる乗客もこの検査にもれないよう当局に協力しなければならない。又、その職務遂行の為に必要がある場合は、無料で管理者を輸送する。

第 4 節 入国禁止と障害について

第 26 条 次の外国人の入国は、禁止される。

1. 言葉、書面、又はその他のいかなる手段によっても社会秩序や政府の機構を、暴力により破壊し、変化させる恐れのある教義を広め奨励する者。一般的に、チリの法律が、国外の安全、国の主権、国内の安全又は国の秩序に対し犯罪と認める事をする者及び、チリの利益に反する事とし、国に危険を持たらす行動をする者。
2. 薬剤、武器の不法売買や取引、密輸、売春婦周旋に従事する者。一般的に道徳や良い慣習に反する行動をする者。
3. チリの法律が犯罪と認める普通犯罪の受刑者、又は現在訴訟中の者及び政治犯罪でない裁判の逃亡者。
4. 職業、職務を有していない者、又は持っていない者或いは、社会保障費を設定せずにチリで生活する費用のないもの。
5. チリ保健衛生局が領域に入国するのに障害となると決めた病気にかかっている者。
6. 最高法令により、追放又は出国を認められた者で、その法令がまだ無効になっていない者。

7. 次の条文の4番と60条及び167条以外の本法規及び、1975年の法令第1094号に規定された入国の必要条件を満たさない者。

第27条 次の外国人の領域への入国は拒否することができる。

1. チリの法律が単純犯罪と認める普通犯罪の受刑者、又は現在訴訟中の者。
2. チリ政府の措置によりチリから出国した者で、前条の6に含まれない者。
3. 主務官庁により他国から追放された者。
4. 18歳に満たない者で、父親・母親・保護者の同伴がなく、これらの内の一人の書面による許可又は、チリ当局により然るべく承認された裁判所の許可なくしてチリに旅行する者。

第28条 管理当局は、第26条に示す禁止の項目のどれかに該当する外国人の入国を拒否する義務がある。入国禁止や拒否は、管理当局によりその手元にある資料、又は内務省により提供された資料を基に適用される。しかしながら、特殊な状況及び国家保全と利益の事情から、必要のある場合は内務省が一定の外国人の入国を最高法令により禁止することができる。

第29条 調査局と国家安全の為の機関は、かつてチリに滞在したことのある外国人で、その再入国が不都合と思われる者、又、領域に入国するには不適當と思われる人すべてについての経歴を内務省に通告する。管理当局は、内務省に、第26条に従ってその他の組織からの要請や独自の主導権を持って行なった入国禁止措置の方法を知らせる。内務省は、この措置を確認する時に、この人物の査証発給を控えるよう外交使節団の外交官に適切な指示を与えるよう外務省に通告する。同様に、本条の初めに述べた場合も同様な目的で外務省に通告する。

第30条 26条に示す禁止の項目のいくつかに含まれるにもかかわらず入国した者、又は滞在中に同条の1、2又は4に示した行動のいくつかなを行なった外国人は、本法規の第8章に示す制裁の他に、国内から追放する事

ができる。

第 2 章 居住者について

第 1 節 公的居住者

第 31 条 外交及び公用査証は、チリにおいては外務省により、国外では外交使節団及び領事によって外務省の制定した形式で発給される。これらの査証は、手数料の対象にならない。外交団員や共和国政府に対し保証された領事館員、及びチリにより認められた国際機関員を公的居住者とみなし、これらに外交又は公用査証が発給される。この同じ種類の査証は、彼らと共に生活する家族、管理要員、業務員、その他の関連規則が定める人員にも発給される。

第 32 条 公的居住者は、チリにその公務の終了迄この資格で滞在できる。その外国人が業務を行なう外交代表、領事館、国家機関または国際機関は、書面にて、その任務の終了後 15 日以内に外務省にその終了を通達しなければならない。この査証の名義人である管理業務要員の機能及び公的居住者の任務終了は、大使館、領事館、我国に本部のある国家又は国際機関においてその機能が停止した時に生じる。公的又は外交査証の本人がチリで行なった任務が終了する時、その家族やその管理下にある業務員に発給した査証も失効するが、もしチリに滞在し続ける事を希望する場合は、内務省に査証の変更又は、場合により永住の申請をしなければならない。

第 33 条 公的居住者は、管理業務要員を除いて、各任務の終了時に永住査証を申請する事ができる。管理業務要員は、その業務終了時に契約査証か一時居住査証を申請することができ、この業務が、チリ滞在 1 年後に終了した場合は、永住査証が申請できる。

第 34 条 公的居住者は、使節の任務以外の報酬を受ける活動及び業務は、自分の意志で無報酬で行なり場合を除き行なえない。外交、公用査証の発

給，許可された国での滞在期間や出国・再入国又これらの査証の名義人の登録及び管理の形式は，外務省の発する規則に従わなければならない。外務省は，内務省に，観光又は居住の資格でチリに滞在する外国人に外交，公用査証の発給を遂行する業務と任務を明らかにして通知しなければならない。内務省は，これらの資料を調査局に通知する。

第 2 節 契約居住者について

第 35 条 労働契約履行の目的で国に渡航する外国人には，契約居住者査証が発給される。同様に，この査証は，チリ国内に滞在していて同じ目的を持つ者にも付与される。この査証は，連れ合い，この両者の父子等必ず査証の名義人の費用で生活をする者に発給され，契約本人の査証が有効な限り有効であるということが，パスポートに明記される。

第 36 条 契約査証の発給には，次の条件が必要である。

- a) 会社，機関，雇人は，チリに所在していなければならない。
- b) 根拠となる労働契約は，少なくともスポンサー又は雇用主により，チリにおいて，公証人の前で署名されなければならない。
- c) 専門職，技術者については，法律上の公認された肩書きでその条件を保障しなければならない。それ以外の場合は，労働証明書又はその他の証拠書類を提示することにより，従事している専門知識，能力を証明しなければならない。
- d) 契約の活動，業務，職の遂行がチリの発展に不可欠かつ必要であること。この目的の為に技術又は職業専門学校，労働業務局，その他国家機関の情報を要求することができる。
- e) チリにおいて外国人の行なり活動が，公安上危険とか不法などと判断されないこと。請求者が国で行なり仕事の種類について疑問のある場合は，事前に国防省と相談しなければならない。

第 37 条 この査証を取得する為に添付する労働契約は、少なくとも次の記載がなくてはならない。：署名の場所と日付；氏名，国籍，契約者の住所；既婚，未婚の別，職業又は職務，契約発生地；チリで行なう仕事の種類；労働時間とその場所；国の貨幣又は外貨による報酬の明細；支払う報酬に付いての所得税支払い義務；契約期間及び活動の開始日。又，雇用主又はスポンサーが，労働者やその他規定されている家族の成員に帰りの旅費を支払うことを規定した特別な条項が含まれなければならない。これ以外に，この支払いを確実にする為の保証を要求することができる。

第 38 条 雇用者や雇用主は，旅費の支払いについての義務が，契約が終了し決済が申し込まれ外国人が出国し，または新しい査証又は永住許可が得られるまで存続する。しかし，契約が協定日より前に終了しても，その外国人がチリに残る必要のある場合は，内務省は，然るべき場合であれば，特別居住許可を与えて一定期間雇用者がこの義務を持ち続けるよう処置する。

第 39 条 契約居住者査証は，2年間有効で，同期間延長可能である。パスポートにその期間が記されていない時は，その有効期間は最長のもののみなされる。しかしながら，査証発給の前提条件となった契約の終了は，この失効の原因となり，契約された外国人家族の査証も失効となる。新しい査証又は永住査証を申請する権利は保証されている。業務契約を終了さすに足る状況が起き，この決済に両契約者が署名した場合は，雇用人，雇用主はサンチャゴの内務省，各地方の管理局，政府にこれを知らせる。

第 40 条 チリにおいて2年間の滞在期間の過ぎた契約居住者査証の名義人は，永住許可を申請することができる。契約居住者査証を新しく申請する場合は，その申請に，37条で述べた記載をして，契約書と前の雇用主，雇用者と取り行なった決済書を添付しなければならない。この場合，第36条の規定事項に従う。

第 41 条 チリにおいて活動希望するアーティストの契約は，事前に内務省に

より許可された会社，個人によってのみ行なわれる。この目的には，内務省が要求する指示された条件，必要条件及び，契約居住者査証付与の際の様式やアーティストの管理，活動についての一般的規準に従わなければならない。契約されたアーティストの活動が文化に肯定的資産とならないとみなされる場合は，査証の発給は拒否される。

第 42 条 次の必要条件を満たす時，無料で査証の発給は行なわれ，書面の契約提示は必要ないものとなる。

- a) 芸術家，科学者，教授，作家等，一般的に文化の分野で特別重要な人物，名声のある人物であること。
- b) 公共団体，又は財力のある民間団体に支援されていること。
- c) 活動が慈善，教育，普及目的であること。

第 43 条 30 日以上にわたりチリで報酬活動にあたる外国人スポーツマンの契約居住者査証の発給には，事前にスポーツ局による契約許可を要求することができる。

第 44 条 調査局及び，場合によっては密輸入監視兵は，契約を行った芸術家，スポーツマンの活動の管理を行なう。又彼らが，本法規や内務省により発行された指示に従うよう行動しているかを調べる目的で，契約者の行動を監視する。

第 3 節 学生居住者について

第 45 条 国立，または国が認めた教育機関，高等，専門研究所，機関等に籍をおいて正規の学生として研究する目的で，チリに入国する外国人には，学生居住者査証が付与される。

・同様に，既に国内にいてこれらの機関に在籍していることを証明した外国人に対しても，この査証が付与される。

この査証は，有効期限が最高 1 年で，同期間で継続して，また無料で更

新することができる。奨学金受給者には、その受給期間の間この査証が付与される。

第 46 条 この査証延長を申請する時には、その外国人は出席証明書を提出しなければならない。また奨学金を受けていない場合は、生活維持の経済的手段を定期的かつ規則的に受け取っていることを証明しなければならない。

第 47 条 学生居住者は、チリ国内で報酬を得る活動を行ってはならない。ただし、研究に関する職業訓練は許される。

内務省は、調査局の事前の報告を受けて、研究費用に必要であれば、本人の責任か所属機関の責任により、これらの報酬活動を許可する。この許可を得るためには、契約居住者査証の手数料の 50 % を支払わなければならない。

第 48 条 本法規第 102 条で示されている資格のいずれかを有し、チリに 1 年以上居住している学生居住者は、本法規で定められた別の種類の査証を申請できる。

研究終了時に、少なくともチリに 2 年間居住していれば、その外国人は永住許可を申請することができる。

第 49 条 各教育施設長は、学籍処理を終えると、その内の外国人留学生の名簿を調査局に提出しなければならない。また在籍している外国人学生の学業中断・放棄・除籍等を 15 日以内に調査局に連絡しなければならない。

第 4 節 一時的居住者について

第 50 条 チリ国内に居住する意志を持つ外国人に対しては、一時的居住者査証が付与される。ただし、その場合必ず、国内に家族がいるか何らかの利害関係を持つということを証明し、その外国人の居住が有益であると判断されなければならない。

これと同種の査証が、本人と居住する家族員（配偶者、両親、子ども）にも付与される。

この査証の本人は、国内で合法的な活動であればすべて行うことができる。

第 51 条 前条項が適用されるために、第 102 条 1 ～ 4 に示された条件のいずれかが満たされれば、家族関係が存在するものとみなす。

また、次のような場合に、その外国人の居住や活動がチリにとって有益であると考えられる。

- a) 90 日以上にわたってチリに滞在する事業家、投資家等で、チリ国の経済的社会的発達に関係するような企業、金融、商業活動を行おうとするもの。
- b) 科学者、教授、専門家、技術者その他高度な技能を持つ外国人で、その入国が国家法人、共和国政府が認めた国際機関に援助を受けた法人により要請された場合。また、技術協力援助協定、援助復興協定の取り決めに従い、90 日以上チリに滞在する場合。
- c) 国内で認められた教会、宗教団に属する宗教人で、宗教、教育、援助活動を行なうため入国するもの。
- d) 特殊機関において、医療活動を行なうもの。
- e) その他、内務省か外務省により、しかるべく認められたもの。

第 52 条 外国人で以前チリに居住していて 5 年以下の期間国外にいた後再入国しようとするものにも、一時的居住者査証が付与される。その場合必ず、以前チリに少なくとも 1 年居住しているか、永住許可を得ていたがこの規則に従って自然に無効になったものでなければならない。

第 53 条 一時的居住者査証は最高 1 年まで有効で、同期間で 1 度だけ延長することができる。パスポートに期限が明記されていない場合は、その有効期限は最高の 1 年とみなす。

第 54 条 一時的居住者査証の本人は、その資格で 1 年間居住すると永住許

可を申請できる。また2年間居住するとその申請が義務づけられ、申請しない場合は出国しなければならない。

第55条 チリ人と結婚した外国人女性で、チリ国のパスポートを付与されたものまたは夫のパスポートに加えられているものは、入国すると一時的居住者としてこの法律が適用される。

第5節 政治的保護を受けたもの及び避難民について

第56条 身の安全の保障と居住国での政治的事情から、居住国を出国せざるをえなくなり、チリの外交使節団に保護を求めてきた外国人に対し、政治的保護を受ける居住者査証が付与される。

第57条 外国人で、命に関わる危険・自由の拘束・政治的迫害を受けて他に手段がなく、身の安全の保障を求めて保護を訴えたものに対し、外交使節団の長は保護をすることができる。

いずれの場合にしろ、この保護は一時的なものである。

第58条 一時的保護が認められると、ただしこれは本人にとって権利ではなく一つの手段にすぎないが、外務省は本人の経歴や事情を検査しなければならない。そして、内務省との合意によって保護申請を認めるか否かを決定して、その査証の付与を行なう。

政治的保護を許可する場合は、チリ政府がこれまでに認めたかまたは認める国際協定を考慮に入れなければならない。

第59条 一時的な外交上の保護が決定されると、その査証が付与され本人が提示するパスポート、通行許可証、その他の書類に捺印される。

この査証は、政治的保護を受けた本人の家族員で、本人とともに外交上の保護を受けたものにも、拡大して付与される。

第60条 第56条で示されたのと同じ状況で居住国を出てチリ国へ不法入国せざるをえなくなった外国人に対し、直接居住国から来るにしろ他国を

通って来るにしろ、いずれの場合も、政治的保護を受ける居住者査証が付与される。この場合、入国日から教えて15日以内に管理当局に出頭して、この特典を受けるための申請をしなければならない。

管理当局に出頭した日から10日以内に、迫害を受けた理由・経歴・使用した輸送手段を明記して、文書で査証申請をしなければならない。同時に、身分証明のための有効な書類がない場合は身分証明のための申告を行ない、また提出した身分証明書類・パスポートが正しいものであることを示さなければならない。もしこれらの書類が正しい物でないことがわかり、それを申告していなければ、この法律が示している制裁が加えられる。

第 61 条 政治的保護を訴えるために不法入国した外国人が出頭すると、管理当局は、地方当局または内務省に直ちにこの事実を報告しなければならない。内務省は、前もって調査局の報告をうけて、申請された査証の発行又は拒否についての決定を行なう。

第 62 条 申請が最終的に認められるまで、その外国人は当局の判断で必要と思われる監視及び管理下におかれ、入国した場所または出頭の場所にとどまるか、内務省が指示した場所に移される。

この外国人が監視又は管理処置を無視したり身分証明のための資料を提示しなかったりした場合には、最高15日までその自由を拘束することができる。内務省は、安全と便宜をはかるといふ理由で、この処置を命ずることができる。

第 63 条 チリ国内に滞在している外国人で、本国または居住国での政治的事情から帰国が不可能と内務省が認めた場合には、この査証が付与される。

第 64 条 政治的保護を受ける居住者査証は最高2年有効で、その査証を捺印した書類に期限が明記されていない場合は、有効期間は最高の2年間とみなされる。

政治的保護の理由となる事情があれば、この査証は同期間の延長が可能で、その形式も定まっていない。その理由がなくなると、この法律に示さ

れている他の査証に変更することができる。

政治的保護を受ける居住者は、チリ国に2年間居住すると永住許可を申請できる。

しかるべく認められた場合には、政治的保護を受ける居住者査証は無料で付与される。

第65条 政治的保護を受ける居住者または避難民査証を付与された本人は、報酬を得るためのいかなる活動にもつくことができる。査証の付与が決定されるまでの間、内務省は労働を許可することができる。この許可は手数料無しで行なわれる。

政治的保護を受けた者や避難者は、間接的にも直接的にも、自国の政府に反対するような活動を行なってはならない。この規定に違反すると、査証が無効になる理由となり、国外へ追放される。

第66条 調査局は政治的保護を受けた者の特別登録を行ない、その住所、活動を記しておく。また内務省が決定する管理下に彼らを置き、内務省は居住する場所を決定したり、通過や居住してはいけない場所を指示したりする。

第67条 政治的保護を受ける居住者査証は、チリ国領土から本人が出ることによって無効になる。

しかるべく認められた場合には、保護を受けている外国人に15日以内の出国を許可することができる。この場合査証は失効せず、パスポートにそれを確認するよう明記される。

第68条 チリにおいて政治的保護を受ける居住者査証を与えることが決定した外国人で、パスポートを持っていない人には、「外国人用チリ国パスポート」が与えられ、それに査証が押される。

第69条 避難者にこの査証を付与するために、チリ国政府が承認した国際協定に示されているような状況下にある人々を避難民としての条件を備えているものとする。

第 6 節 乗員について

第 70 条 国際旅客輸送を行なう企業の船舶，飛行機，車，列車等の外国人乗員は，この法律内では，乗員という特別な資格をもった居住者とみなされ，この節で定められている取り決めに従うものとする。

第 71 条 国際輸送手段の乗員になった外国人で，管理当局に提出される乗員名簿または一般の申告書に含まれているものが，乗員としての資格を得る。

第 72 条 チリに出入国する国際輸送企業の外国人乗員は，身分証明とその資格を証明するための適切な書類を所持していなければならない。その書類とは，パスポート，乗員手帳，職業免許証，関係当局の与えた書類，国際協定に従い与えられた有効な書類等である。

第 73 条 チリに入国すると，管理局は外国人乗員に対し「乗員証明書」と呼ばれる特別の書類を与える。それにはチリ国での滞在期間が明記されており，輸送手段の滞在期間と同じになる。いずれにしろ，その期間は 30 日を越えてはならない。

商船，客船乗員には，接岸した港でこの証明書が与えられる。

乗員証明書は，輸送手段の出国時に管理当局により回収される。

第 74 条 船舶，飛行機の長及び国際陸上輸送手段，鉄道列車の責任者または代理店長は，管理当局に対し，輸送手段の出国と同時に出国しなかった乗員の名簿とその資料を提出しなければならない。これは，何らかの輸送手段を用いて残留した外国人乗員を出国させるよう，処理するためである。管理当局は，国内に残った船の乗員の輸送を，その乗船が可能である時に処理する。

残留外国人乗員の輸送，不法滞在，追放，出国等に要する費用は，各企業が負担する。

第 75 条 各企業により出された請願書に対し内務省は，調査局の事前の報

告により、チリ国と他国を行き来する乗員に6ヶ月間チリに入国できる証明書を付与する。この場合、その有効期限内であれば、管理局に回収されることはない。

第76条 また、内務大臣は、外国人乗員に対して30日以上6ヶ月以内の期間でチリ国内に滞在することを許可できる。それは次のような場合である。

- a) 病気、事故その他不慮の事故で、チリ国に滞在しなければならないものの。
 - b) 輸送手段が事故のための修理や維持、その他不可抗力によりチリ国から出国できない場合。
 - c) しかるべく認められた理由により、輸送手段に乗れなかった残留者。
- これらの許可は、各企業の申請書に対し与えられる。各企業は外国人乗員が期限以上に滞在するための費用を負担する責任がある。

第77条 陸、空、海軍、外国警察の輸送手段の乗員に対する乗員証明書の付与は、国防省が出す特別指令に従うものとする。

第78条 管理当局はまた、各企業の乗員になるべく何らかの輸送手段でチリ国へ入国する外国人に対しても、乗員証明書を付与することができる。この場合、当事者は、チリ国で保証された企業が作成する書類により国際輸送手段の乗員であることを証明し、また輸送手段の種類や乗る場所を明記しておかなければならない。

第79条 管理当局は、入国時に使用したのとは異なる輸送手段、場所により外国人乗員が出国することを許可できる。この事情は、その乗員が所属する企業が作成した書類により証明される必要がある。いずれの場合にしろ、乗員証明書の有効期限内で出国が行なわれなければならない。

これらの外国人は、出国時まで乗員としての資格を持つことになる。

第7節 永住許可について

第 80 条 永住許可とは、チリ国内に無期限に居住しいかなる活動も行なうことを許可するため、外国人に付与されるものである。この場合、法律、規則が定める事柄以外は一切制限を受けない。

第 81 条 永住許可は、議決により内務省が付与する。

永住許可されているという資格を有するという事は、内務省の居留外人移民局が発行する証明書により証明される。

前述の証明書の原本と写本が調査局に送られると、1通は本人に渡され、もう1通は保管される。

第 82 条 この許可は、この章の規定に示されているチリ国内での居住期間に従って、公的居住者または居住者の資格を持つ外国人に交付される。

外務パスポートで入国していた外務局職員の外国人配偶者は、本章第4節に示されているチリ国での居住期間を終える前であっても、永住許可を申請することができる。

移民者は、チリ国内に2年間居住した時点で、永住許可を得ることができる。

第 83 条 永住許可を得るために必要とされる居住期間は中断されてはならない。本人が外国旅行をした場合でも、合計90日に満たなければ中断されてはいないものとみなされる。90日以上不在にすると、それ以前のチリでの居住期間は、この権利を得るのに必要な期間に数え入れることはできなくなる。

第 84 条 永住許可は、本人が中断することなく1年間続けて国外に出ていると自然に無効になる。

外務局職員は、研究活動、病気その他正当な理由により1年以内にチリに戻ることができない外国人に対し、永住許可の有効期間を延長することができる。この場合、永住許可証にその保証のための捺印が必要である。この延長願いは、期限の切れる直前の60日以内に申請しなければならない。

永住許可延長は、継続した形で各1年間、4回まで認められる。1年間というはそれぞれ、前期間の満期日から数え始める。

延長を申請しないまま満期日がきて、その外国人が国外にいたとしたら、永住許可は自然に無効になる。

いずれにしろ、外国人が永住許可の有効期間を延長すると、その出国日から数えてその期限までの間中ずっと、この特権の効力をすべてもつことになる。

第 85 条 有効期限が切れる前に証明書を紛失してしまった永住許可証本人には、事情が証明されれば、外務局職員は、この事情と外務局を通じて内務省にその写本を申請したということを明記した書類を与えることができる。

本人が前述の写本を受け取らなかった場合は必ず、この書類に永住許可証の延長証明が押される。

第 86 条 外務局職員は、許可した延長に関して外務省に連絡しなければならない。これを受けて外務省は、内務省に報告し、内務省により永住許可の有効期間が管理されることになる。

第 3 章 観光旅行者について

第 87 条 移民、居住、報酬を得る活動の目的は持たずに、娯楽、スポーツ、健康上の目的、研究活動、業務、家族関係、宗教活動等の目的で入国する外国人は、観光旅行者の資格を有する。

観光旅行者はすべて、警察当局が必要と判断した時には、チリ国滞在中の生活のために十分な経済的手段を有していることを証明しなければならない。

観光旅行者は、最高90日までの期間チリ国に滞在できる。管理当局は例外的に、観光旅行者の滞在をもっと短い期間に限定することができる。

この場合、当事者は内務省または各管理当局からこの期限を延ばす許可を得ることができる。この手続きは手数料を免除される。

第 88 条 チリ国に入国するためには、観光旅行者はパスポートまたは国籍を有する国が出した類似の書類を所持していなければならない。領事査証は不必要である。

第 89 条 チリ国政府が外交関係を有していない国の人が観光旅行者の資格で入国するためには、チリ領事館またはチリ領事関係代理人により無料で記入を受けたパスポートを所持していなければならない。及び、入国、出国時に通過する国の査証も押されていないなければならない。また、帰国費用あるいは入国許可を得ている他国への渡航費用も所持していなければならない。

無国籍者は観光旅行者として入国できるが、その場合必ず、出身国またはチリ政府が承認する国際機関が付与したパスポートに前述の記入を受けて所持していなければならない。さらに、出身国への再入国許可書と帰国費用、または入国許可を得ている他国への渡航費用も所持していなければならない。

第 90 条 観光旅行者は、前述の書類の他に、天然痘及びチリ保健衛生局が示す病気に対する予防接種証明書を所持していなければならない。^(*)

(*) 厚生省 1976 年 8 月 26 日議決条項 46 06579 により廃止された。

第 91 条 内務省は、外務省または観光局の事前の報告を受けて、観光旅行者が国籍を有する国または居住国が与えた有効な身分証明書を所持して入国するよう取りはからうことができる。それは次の場合である。

- a) 国家の利益になる場合。
- b) 国際相互性の理由。
- c) 国際的な会議や催し物。
- d) 船舶、飛行機、その他輸送手段による旅行で、観光局がしかるべく判断した場合。

第 92 条 通過、観光協定を結んでいる国の国民や居留外人は、その協定に示されている書類を所持していれば入国できる。

第 93 条 前条項が有効になるよう、観光旅行者入国のための有効な身分証明書は、少くとも次の必要条件を満たして記入されていなければならない。

1. 姓名
2. 国籍
3. 生年月日
4. その書類を発行した当局のサインと捺印
5. 写真

第 94 条 観光旅行者には、入国時に、チリ国に滞在する期間中この身分を証明する証明書が渡される。

この書類は「観光旅行証明書」と呼ばれ、2通発行されて、その管理を行う職員のサインと捺印の下に入国の場所と日付が記入される。2通ともその外国人により署名がされねばならない。もしその職員がサインをすることができなければ、指紋が押される。

第 95 条 観光旅行証明書は内務省が作成し、少くともその外国人の身分証明に必要な資料、入国書類に関する資料、その他管理、統計のため、チリ国での滞在・出国に関して指示するために必要と思われる事項が記入されていなければならない。

この証明書の形式と特徴は、調査局、観光局、国家統計局と事前に相談して、内務省が決定する。

第 96 条 観光旅行証明書は、一人一人個別に渡される書類であるが、7才未満の子どもは父親または母親の証明書に記入される。

証明書の写本の1通は、調査局に送られる。紛失した場合は調査局が、証明書の写本を無料で付与する。

第 97 条 他の国々でチリ人が観光旅行者の資格で入国する際手数料の支払いを要求された場合は、内務省は外務省の事前の報告を受けて、それらの

国の国民に対し、同等の手数料の支払いを課することができる。

第98条 観光旅行証明書は無料で付与される。しかしながら、特別の場合または国際相互的理由から内務省は、外務省の事前の報告を受けて、この証明書に手数料が課せられるよう決めることができる。観光旅行証明書に対し支払う金額は、最高法令により決められ、同時に支払い方法も定める。

第99条 観光旅行証明書を受け取った本人は、出国管理職員にそれを渡さねばならない。一定期間滞在した後出国するためには、その外国人は通行許可証をもらわねばならない。通行許可証は、料金の支払いを証明するか、内務省が許可すれば与えられる。

チリ国の複数の港に接岸しなければならない船舶の旅客に与えられた観光旅行証明書は、チリ国での行程の最後の港の管理当局により回収される。各船会社は、その証明書を当局に返す責任を負っている。

第100条 観光旅行者は、たとえ国外で支払われるものであっても、いかなる報酬活動も行ってはならない。しかしながら、内務省は、しかるべく判断した場合には、30日を越えない期間で国内での労働を許可し、観光旅行許可がきれるまでは同期間の延長も認める。

この許可は、当事者の申請に対し、内務省居留外人移民局長の決定、またはその権限を委託された当局により与えられる。各許可は調査局に報告される。

観光旅行者に労働許可を与える時には、観光旅行者証明書は回収し、その代わりに「労働特別証明書」を与える。それには次の事項が記入される。名前、国籍、職業、入国日と関連事項、決定番号、決定期日、雇用者名、活動の種類、許可有効期間、発行場所・日付、責任を負う職員の署名、印紙、その外国人が守るべき指示。

出国の際には、この「労働特別証明書」を前もって該当する税を支払った証明書を提示して、観光旅行者証明書と交換しなければならない。

第101条 観光旅行許可は、90日の期間で延長できる。この期間是有効期

限の切れる日から数えられる。

例外として、不可抗力による理由が証明された場合は、その観光旅行者が出国するのに必要な期間だけ、2度目の延長が認められる。

第102条 もし以下のような項目に該当するならば、観光旅行者は居住者、公的居住者への資格変更を申請できる。

1. チリ人の配偶者、その配偶者の両親、息子。
2. 何らかの査証または永住許可を得てチリ国内に居住している外国人の配偶者及び子ども。及びこれらの資格でチリ国内に居住する21才より年長の外国人の両親。
3. チリ人の祖先。
4. 帰化したチリ人の外国の子ども。
5. 合法的肩書で資格を証明し、チリ国での契約や活動を証明する専門家や技術者。
6. 国家教育機関及び国家が認めた機関と契約を行った教授。その場合必ず、合法的肩書で資格を証明しなければならない。
7. 普通は公的居住者査証を与えるような職務を行うために契約または任命されたもの。
8. 第63条の取り決めに従って、避難民または政治的保護を受ける者の資格を申請したもの。
9. 前述の5, 6, 7, 8に示された外国人の配偶者と子ども。この資格は、まとめてか、または個別に与えられる。
10. 内務省の判断で、この資格を受けるに値すると認められたもの。この場合、規定の決議を通じて与えられる。

第4章 登録と身分証明書について

第103条 18才より年長の外国人は、観光旅行者と公的居住者を除いて、

チリ国入国日から数えて30日以内に、身分証明書を得て調査局が行なう外国人特別登録に記入されなければならない。

観光旅行者、公的居住者、及びチリに不法入国しチリ国で外交または公的査証以外の査証か永住許可を得た外国人は、永住許可あるいは各査証を与えられた日から30日以内に、前述の義務を果たさねばならない。

第104条 前条項で示した登録は、当事者の申請とチリ国での居住資格を明記した資料の提示により、行なわれる。

登録は、サンチアゴ市では調査局で、その他の都市では各業務機関で、業務機関がない地域では当事者の居住地に応じて密輸入監視局が行なう。登録が行なわれるとこれら警察機関は調査局に写本を送り、調査局は内務省へ送る。

第105条 登録が済むと登録証明書が本人に渡され、その費用は本人が負担する。内務省は毎年、議決によって、この証明書の価格を定めるが、その価格は作成費用を上まわることがあってはならない。

第106条 外国人の特別登録や登録証明書の性質及び記載事項は、各登録に必要な資料と同様、調査局により決定される。

第107条 登録を義務づけられた外国人及び永住許可を得ている外国人は、管理当局に対し、住所や活動の変化について30日以内に連絡しなければならない。新しい住所に関する報告は、新しい居住地のある都市の管理当局で行なうものとする。この連絡を受けた当局は、第104条の2番目の事項に定められている取り決めに従って、処置する。

第108条 内務省は、1975年法令第1,094の第91条5番の取り決めに従って、外国人国家登録を定め、組織し、管理して行く。そしてそのために最高法令により規定事項を示す。

第109条 外国人に与えられる身分証明書の有効期間は、各査証の有効期間と同じである。

身分証明書を付与するにあたって、市民登録・身分証明業務機関は、当

事者に対し、登録証明書とパスポートまたは本人の身分と国籍を証明するため当局が与えた書類を提示するより要請しなければならない。

永住許可を得ている本人に対しては、各証明書でその資格を証明すれば、5年間有効の身分証明書を与える。

第110条 18才未満のもので永住許可を得たもの、外交・公的査証以外の査証を受けたものは、登録して身分証明書を取得することができる。18才に達すると30日以内にこれを行うことを義務づけられる。

第5章 出国と再入国について

第1節 出国について

第111条 居住外国人が出国するためには、調査局が与えた通行許可証を所持していなければならない。しかしながら、公的居住者、観光旅行証明書に記された期間内に出国する観光旅行者、当局により出国を命ぜられたもの及び追放されたものは、この義務を負わない。

第112条 この取り決めを有効なものにするため、本人が出国できるように調査局に属する機関が発行した資料を通行許可証と見なす。

この書類には少なくとも次の事項が記載されていなければならない。本人の姓名、国籍、パスポート番号または身分証明書番号、出国場所、目的国、有効期間、発行場所と日付、責任ある職員の署名と印紙。この資料は、出国地の警察署長宛のものである。

第113条 通行許可証を与える際、調査局は、前もって登録証明書、身分証明書及び納税義務を果たしたことを証明する国内課税証明書を提示することを、要請する。永住許可を得ている本人はこの要請を免れ、調査局が例外的に本人の仕事の性質上海外に度々出る場合に、6ヶ月有効の通行許可証を与える。

免税を利用してチリに入国した外国人は、さらに、税関が発行した証明

書により、国内に持ち込まれ譲渡された品物の税を支払ったこと、あるいは課された税金の支払い保証を行なったことを証明しなければならない。

入国日から30日たつ前にチリを出国する外国人でまだ登録を行っていないものは、通行許可証を申請する時に登録を行なわねばならない。これらの外国人や18才未満のものには、この条項の最初に示した資料は要求されない。

外国人に通行許可証を与える際に、再入国許可証を所持していなければ登録証明書及び身分証明書を回収しなければならない。

第114条 21才未満の外国人で親権を行使するものまたは保護者の付きそいなしで入国したものに通行許可証を与える際には、調査局は、その父親、いない場合は母親、両者ともいなければ後見人か裁判官による、公証された許可証をあらかじめ提出するよう要求する。単独で入国してしまった子どもについては、この許可証は要求されない。

民法109及び110条に示されている場合は、父親、母親がいらないものとみなす。

保護者のいる子どもに通行許可証を与える際には、公証人の前で渡された保護者の許可書と旅行の目的となった相手の許可書を要求する。

第115条 出国のために通行許可証を得なければならない外国人は、何らかの訴訟や裁判と関係していないことを証明しなければならない。そのために、出国の30日前になると、身分証明局でパスポートの登録を申請する。

何らかの訴訟がある場合は、関係する裁判所から出国許可をもらわなければならない。

本条項の初めに挙げた事に関して、通過観光協定が結ばれている国の国民で永住許可を得ている人、またはこの協定の恩恵を受けている外国人は、この協定を結んでいる国へ行くのであれば、登録を受けたパスポートの代わりに各身分証明局が出す証明書を提出してもよい。

第116条 調査局は、チリ当局が出国を認めていないもの及び出国に必要な

法的条件を満たしていないものに対しては、通行許可証を与えてはならない。

第 2 節 再入国について

第117条 何らかの査証を受けた本人で、出国して再入国を希望するものは、内務省に再入国許可証を申請できる。それは、パスポートか類似の書類に押される。この許可を付与されることによってその外国人は、各査証の有効期間内であれば再入国することが可能になる。

政治的保護を受けている居住者で、第67条の2番目の取り決めに従って再入国許可を得ている人は、15日以内に戻らなければならない。そうしない場合は、この保護を放棄したものと見なされ、査証は無効になり、内務省の許可なしでは再入国できなくなる。政治的保護者で再入国許可なしで出国する人も、内務省の許可を申請しなければならない。

第118条 再入国許可を申請する外国人は、パスポート、身分証明書、登録証明書を呈示して、チリにおける居住資格を証明しなければならない。

契約居住者は、その労働契約が有効であることを雇用者の証明書により証明する。またその証明書には、その外国人が出国することに関しての雇用者の承諾も明記されていなければならない。

学生居住者は、各教育機関が出す証明書によって、学生としての身分を証明しなければならない。

第119条 内務省は、従事する仕事の性質上何度も外国へ行かねばならない外国人に対し、6ヶ月間何度でも出入国できる数次再入国特別許可証を、しかるべく判断した場合に与えることができる。

この特別許可証は各パスポートに押され、本人の申請に従って出入国の回数を明記しておく。この許可を得た外国人は、通行許可証の申請、パスポートの登録、第117条の特別許可の申請を、許可証の有効期間中は免れ

ることになる。本人が出国するためには、管理当局に対し、納税義務を果たしたことを証明しなければならない。

第120条 前条項が示す許可は、本人が申請する再入国の回数によって与えられ、査証や許可された再入国の回数に応じてその価格を支払わなければならない。

第121条 永住許可を得ている本人は、観光旅行者としてチリに再入国できる。そしてこの資格に入っても、この法律の目的に対しては、永住許可を得ている人として扱われる。

この外国人に渡される観光旅行証明書には、永住許可が有効であるという意味で、この特典の申告について明記し、決議番号と日付及び身分証明書番号と日付が示されなければならない。

調査局は、観光旅行証明書の写本によって永住許可が有効であることを確認する。偽造の場合には、第8章の取り決めに従って処置する。

第6章 手続き上の規則

第123条 観光旅行許可証の延長・種々の査証・査証の延長・再入国特別許可証・観光旅行者や学生の労働許可証・永住許可・その他この規則が述べている許可、これらを申請する際には、少なくとも本人に関して次の事項を明記しなければならない。

1. 氏名、国籍、住所、社会的身分
2. チリ入国の日付と場所、その時の使用交通手段
3. 入国書類の番号と種類
4. 入国時の身分及び現在の居住身分
5. 申請を行う動機、理由

第124条 観光旅行許可証の延長申請の場合は、各自の証明書を添える。

観光旅行者や学生居住者の労働許可の申請の場合は、更に以下のものを

付け加える。

1. 観光旅行者証明書または登録証明書
2. 労働契約書または労働を行なう会社、企業の出す申請書
再入国許可申請には、以下のものを付け加える。
 1. パスポート
 2. その居住資格が有効であることを証明する書類

第125条 査証または査証の延長を申請する際には、以下のものを添える。

1. 経歴証明書
2. 登録証明書
3. 資産や所得に課された国内課税証明書
4. パスポート
5. 申請の根拠を証明するのに必要な、労働契約書、在籍証明書その他の書類

永住許可申請の場合は、本条項に挙げた書類の他に、明白に免除された場合を除いて、該当する料金の支払い証明書も添えなければならない。

第126条 観光旅行者の資格を持つ人が査証申請を行なう際には、前条項の1, 2に示された資料は要求されない。また、公的居住者が査証の変更または永住許可を申請する場合も、これらの書類提出を要求されない。公的居住者は、いずれの場合もその任務が終了したことを証明しなければならない。

チリ国内で査証または永住許可の申請を行なう外国人で、第15条のe)に示されている申告をまだ行っていない人は、内務省または市長、知事に対してそれを行ない、申請書に添えなければならない。

チリ国内で政治的保護を受ける居住者査証を申請する外国人に対しては、第125条に挙げた書類を添えることは義務づけられていない。

18才未満の人のために行なわれる申請については、前条項4, 5に示した書類のみを添えればよい。

第127条 査証、査証や観光旅行許可証の延長の申請書は、各許可証が切れる日より以前の30日以内に提出されなければならない。

内務省が延長を認める査証の有効期間は、前の査証の期限が切れる日から数えはじめる。

永住許可の申請書は、その申請が可能となる条件を満たした日から30日以内に提出されなければならない。学生居住者に関しては、この期間は、各教育機関を出た日から数え始める。教育機関を出たことは、各証明書によって証明する。

第128条 18才未満の人の許可や査証、延長の申請については、その両親、保護者、後見人、身元引受人等がそれを行ない、前条項に示された期間内に行なり。これらの人がこの義務を果たさない場合には、この法律第8章の第1節に定められた制裁を加えられることになる。

前述の人が誰もいない場合、またはこれらの人が18才未満の人に関する特典の申請をしない場合には、この18才未満の人は、18才に達するまで入国時と同じ資格でチリに滞在することができる。前に述べたことは別にして、この人には第8章の取り決めが適用されることになる。

18才に達した日から3ヶ月以内に、永住許可または何らかの査証を申請しなければならない。

第129条 第123条が示す申請の手続きは、次の取り決めを示された手順に従って行なりものとする。

第130条 申請は、内務省が示す書式で文書でもって行ない、申請者の居住地に応じて、内務省の居留外人移民局、監督局あるいは各官庁に提出する。

サンチアゴ市に居住する外国人は、永住許可申請を直接調査局に対し行なり。

申請を受けた役所は、申請書の提出を証明する証明書を本人に与える。

第131条 観光旅行許可証の延長申請に対しては、その申請書が提出された当局が決定を行なり。この申請が認められ関連する料金の支払いが証明さ

れると、各自の観光旅行証明書に、決議番号と日付、延長期間の終了日、当局の署名と印紙が、明記される。

観光旅行許可の延長が認められた外国人の経歴は、該当する調査当局に送られ、必要と思われる場合に限り、延長の取り消しを連絡する。

第132条 再入国許可及び観光旅行者の労働許可申請は、内務省の居留外人移民局に送られて決議が行なわれる。承認されると、監督局または官庁に連絡され、関連する料金が支払われるようにする。支払いについては居留外人移民局に連絡され、再入国許可証がパスポートに押されるか、または、労働特別証明書が与えられる。

これらの手続きが行なわれると、パスポート及び証明書は各監督局または官庁に送られて、本人に手渡される。

内務省は、前述の申請が認められる決議に関して調査局に連絡する。

第133条 各監督局または官庁は、査証・査証変更・延長の申請及び永住許可の申請書を、権限を持つ警察当局に送り、警察当局は直接調査局に連絡する。調査局は、その人の経歴を、決議に必要な情報とともに内務省に送る。

内務省が査証・査証延長の申請を認める場合には、その申請書を受けた監督局または官庁にその旨連絡し、料金の支払い証明書を要求するようにする。支払いについては内務省に連絡され、内務省で査証やその延長が押されて、パスポートが本人に返される。

永住許可申請が承認されると、内務省はその決議を発表して、第81条の取り決めに従って処理する。

査証の申請、査証の変更、延期の申請、永住許可の申請で、サンチアゴ市で提出された申請書は、あらかじめ調査局の連絡を受けて、内務省がその決定を行なう。

第134条 警察機関は、15日以内にこの章に示された申請に関する情報を処理しなければならない。

この15日を越えた場合は、前述の機関は、遅れた理由について各報告書に明記しておかねばならない。

第135条 観光旅行許可証の延長、一般の許可証、査証、査証の変更・延期、永住許可等で、この章に示された手順に従わずに与えられたものは、無効で価値のないものと見なされる。

第7章 拒否と取り消しについて

第136条 内務省及び外務省は、観光旅行許可証延長、査証、査証の延長、永住許可、その他この法律に示されている許可の付与を決定する際には、以下の条項に示す拒否の理由になる事項を考慮しなければならない。

第137条 次のような人が提出する申請書は、拒否しなければならない。

1. 第26条に示された禁止事項のいずれかに該当するにもかかわらず、チリに入国したもの。
2. チリ国内に居住中に行なった行為あるいは生じた状況により、第26条の1、2に該当するようになったもの。
3. 第60条の取り決め及び刑罰とは別に、偽造の入国書類または他人の書類を使って入国したもの。またチリで付与される外国人のための書類に同様の偽造を行なったもの。
4. 申請した種々の許可を得るのに必要な条件を満たしていないもの。

第138条 次のような人が提出する申請書は拒否することが可能である。

1. 犯罪または単純犯罪により、チリで受刑中のもの。
訴訟中の被告が申請を拒否された場合には、確定の判決が出るまで国内にとどまることを命令できる。そして、必要な期間、その場合に応じて法的管理が施されねばならない。
2. 領事証明書・観光旅行証明書・登録・身分証明書・査証や査証延長・永住許可等の申請や、その他一般にチリ当局に対して行なう行為で、偽

りの申告を行なったもの。

3. チリ国内居住中に、チリ国が外交関係を維持している国及びその国の政治家に対して、迷惑行為を行なったもの。
4. チリ入国後に生じた事情から、第26条の4、5に該当するようになったもの。
5. 禁止事項を犯したり、1975年法令第1094及びこの法律が示している義務を怠ったもの。
6. 各許可を得るのにこの法律で定めた期限を守らないもの。
7. 契約居住者で、その人の責任により労働契約が切れてしまった場合。
8. 納税義務を果たさないもの。

同様に、国家の利益と便宜をはかるため、申請を拒否することができる。

第139条 次のような許可は、無効にしなければならない。

1. 第26条に示された禁止事項に該当するような人に対し、外国で与えられた許可。
2. 第137条の取り決めに違反してチリ国内で与えられたもの。
3. 観光旅行者として入国後または各許可を与えられた後に、第26条1、2または第137条の3に該当するような行為を行なった外国人に与えられたもの。

第140条 観光旅行者としてチリ入国後または各許可を与えられた後に行つた行為または生じた事情により、第138条に示されている項目に該当するようになった外国人に対し出された許可は、無効にすることが可能である。

第141条 前述の拒否や無効についての決議を行なうのは、内務省である。

拒否や無効は決議により決定され、同時に72時間以上の期限を定め、本人が自発的に出国するように処置する。違反者に対しては、何らかの罰金または刑罰が課せられたり、国外追放を命じたりする。

この決議は文書で本人に直接通知され、また場合によっては、調査機関やチリ密輸入監視兵を通じて行なわれる。そして署名の下に署名を行なっ

た日時を明記する。本人が署名を拒否した場合には、その通知書にその旨明記され、責任ある職員によってしかるべく署名がされる。

第142条 前条項に示された期限が切れてもまだ本人が国内にとどまっている場合には、追放の法令がその場合に応じて出される。

管理を免れることによって通知されなかったり、管理を免れるため住所を変えて通知されなかった場合には、命令を尊重しなかったものとみなされ、警察機関はその旨内務省に連絡して追放の法令を出すようにしなければならない。

第143条 犯罪または単純犯罪で訴訟中の外国人が行なった申請を拒否するよう決議した場合には、本人が自発的に出国するため定める期限は、その刑が赦免になる場合は確定判決が出た時から、刑を受ける場合はその刑罰を果たしてから、始まるよう取りはからわねばならない。

第144条 調査局は、第84条の取り決めに従って永住許可が自然に無効になるのを管理し、必要に応じて各証明書を回収する。そして内務省に連絡して、適切に登録や決議を行なう。

第8章 違反行為、制裁、訴えについて

第1節 違反行為と制裁

第145条 外国人が偽造の書類または他人名義の書類を使って入国したり、あるいは居住中にそのような書類を使ったりしたことが判明した場合には、最高懲役刑が課せられ、本人は一時的な自由も刑の赦免も認められない。さらに、直ちに追放が命ぜられる。

この条項の取り決めは、その外国人が第60条の2に示された申告を行なった場合には当てはまらない。

第146条 極秘に入国した外国人は、最低懲役刑が課せられる。いかなる形であれ、入国の警察管理を無視した場合は、その入国が秘密のものである

とみなす。

許可されていない場所から入国した場合には、刑罰は、最低から最高までの懲役刑に増える。

許可されていない場所からの入国及び秘密入国の場合で、さらに当局が定めた禁止事項を犯したり入国を拒否する理由がある場合には、最低から最高まで懲役刑が課せられる。

前条項及びこの条項に示されている場合の刑罰を終えるか、あるいは第158条に従って自由が認められると、国外追放が命ぜられる。

第147条 許可なしで報酬を得る活動を行っているのを捕えられた外国人は、1～50日分の給金の罰金を課せられる。

第148条 各自の許可の期限が切れたにもかかわらずチリにとどまっている外国人は、延長・何らかの査証・永住許可等を申請するのに必要な期間が終わった時点でそうなったものとみなして、1～20日分の給金の罰金が課せられる。また場合によっては、強制出国や追放が命ぜられることもある。

第149条 外国人で、登録を義務づけられているもの、身分証明書の取得を義務づけられているもの、また、居住身分に従って住居や活動の変更を連絡しなければならないものが、適切にそれを行わない場合は、1～20日分の給金の罰金を課せられる。

これらの義務に大きく違反したり、繰り返し違反した場合は、強制出国や追放が命ぜられることもある。

第150条 入国に必要な書類を持たない外国人を国内に輸送した輸送企業には、これらの乗客を再輸送しない場合は、乗客一人当たり1～20日分の給金の罰金が課せられる。

これを繰り返した場合には、内務省は、罰金を課す上にさらに運輸省に連絡して、適切な処置や制裁を加えるようにする。

第151条 当局による出国検査が終了しないうちに出国した輸送手段の所属

する企業は、10～50日分の給金の罰金が課せられる。

第152条 外国人に仕事を与える際には、彼らが前もってチリ国で合法的に居住・滞在していること、また労働許可を得て労働可能であるということを証明することが、必要となる。

当局に対し文書で15日以内に、居住身分を変える諸事情を報告するのは、雇用者またはその外国人が所属している所の責任者の、責任である。

前述の規定に違反したことにより、その外国人に国外追放が命ぜられた場合には、雇用していた人、企業、機関が出国に必要な費用の責任を持つ。

この条項に違反した場合には、各違反につき1～50日分の給金の罰金を課する。

第153条 労働厚生省の所属機関は、内務省または地方監督、州知事に対し、外国人の契約における違反はすべて連絡しなければならない。

労働許可のない外国人が契約されていることが、国家及び各市町村の機関により判明した場合には、内務省は管理摘要の指示を当局に要請して、違反職員に1～15日分の給金の罰金を課するようにはからう。再犯の場合には、解雇の要請を行なう。

第154条 労働契約書に偽りの記入を行なって査証を得た外国人は、該当する制裁を加えられるうえに、国外追放にされる。

同様の違反行為を行なった雇用者は、1～50日分の給金の罰金を課せられる。再犯の場合は、刑罰は最低懲役で、また該当する場合は罰金と、その外国人の出国費用を支払わねばならない。

第155条 共和国の機関及び国家の種々の機関は、各機関に対し諸行為を行なう外国人に対して、前もって、国内での合法的居住身分とその居住身分でその行為や契約が可能であることを書類に明記して証明するよう要請しなければならない。

もしも外国人が要求されたことを行なわない場合は、その旨、最寄りの警察当局に知らせなければならない。

第156条 外国人を宿泊させているホテル・宿泊施設の所有者、管理者、支配人、責任者等、また外国人に宿泊施設を賃貸している人は、その外国人に対して、前もって国内での合法的居住を証明するよう要請しなければならない。そのことを宿泊客登録簿または契約書に明記しなければならない。この義務を怠った場合は、1～20日分の給金の罰金を課せられる。

合法的居住を証明させる義務は、外国人を宿泊させる個人に関しても課せられる。この規定に違反して不法な状況で外国人を宿泊させた場合は、1～10日分の給金の罰金が課せられる。

もし外国人が国内での合法的居住を証明できない場合は、この条項で示したような人々は、24時間以内に最寄りの警察当局にその事を連絡しなければならない。

第157条 国内での合法的居住は、次の書類のいずれかによって証明できる。

1. 観光旅行証明書または労働特別証明書
2. 各査証の押されたパスポートまたは登録証明書
3. 永住許可証明書

第2節 制裁の適用と訴えについて

第158条 この章に示されている犯罪について、その犯罪が行なわれた地域の重要犯罪裁判所が、取り扱う責任を負う。

訴訟は、管理機関や他の機関及び個人の情報に基づいて、内務省または各地方官庁の要請で始められる。内務省あるいは地方官庁は、犯罪行為が消滅したものとして、いつでも訴訟の訴え、要請を取りやめることができる。その場合、裁判所は訴訟の中止を発表して、直ちに被告人の自由を認める。

第159条 内務省は、居留外人移民局長が署名し、管理警察機関または他の機関、個人等からの情報で得た事情に基づいて行なわれた行政決議により、

この法律が定める罰金の適用を行なう。可能な限り、前もって本人から事情をきくよう取りはからう。

この決議は、内務省または管理当局により違反者に通知され、個人的に、あるいは書留によって居住地に送られ、その写本も添えられる。

第160条 当事者は、通知あるいは書留発送の日から10日以内に、内務省の次官に対し、再審を訴えることが可能である。

内務省次官は、新たな事情を調べて宣告を行なう。訴えが決議されると、罰金額の増減が行なわれることも可能である。

訴えが認められるためには、当事者は住居を固定し、内務省指図式の銀行支払い手形によって罰金の50%を預けなければならない。訴えが承認されれば、その金額は本人に返される。

再審の訴えができる期間が過ぎたり、または前述の形式で次官の判決が通知されると、決議は確定的なものとなされる。

第161条 確定した行政決議は、違反者から罰金を取るための執行力を持つ。

この目的のため、内務省または地方官庁は行動をおこすことができる。

いずれにしろ、外国人違反者が15日以内に罰金を支払わない場合には、国外追放を命ずることができる。

第162条 宣告されてから15日すぎても当事者がその居住地にいない場合は、罰金を課するか再審訴えを認めるかについての決議は確定的なものとなされる。

第163条 この法律が定める罰金は、内務省の名義で、銀行支払い手形により支払う。

この罰金による収益は、Unica Fiscalの追加当座預金に預けられ、これは内務省次官が第160条の2、3の取り決めを果たす場合にのみ振り出すことができる。いずれにしろ、3ヶ月ごとに共和国国庫に預金しなければならない。

内務省の居留外人移民局は、出入国の管理や登録に適切な管理組織を設

定して、適切な銀行勘定調整表を作成する。

第164条 この法律に定められた罰金を課する際には、とりわけ次の事情を考慮しなければならない。

1. 違反者が国内に持つ家族関係
2. 国内滞在期間，居住地
3. 教養水準，経済的状況
4. 再犯か否か
5. 違反行為を行っていた期間
6. 違反者の経歴

第 3 節 管理，移送，追放処置

第165条 外国人で、この法律が定める条件を満たさずに入国したもの、禁止事項を犯したもの、許可の有効期限が切れたままでチリ国に滞在しているもの等は、直ちに当局の管理下に置かれ、内務省の行政決議によって共和国内の定められた場所に移すことが可能である。

これらの処置は、違反者が国内での滞在と合法的にすることができるまで行なわれ、違反行為の状況に従って該当する制裁を加えることもある。

第166条 この法律に定められている何らかの違反行為を行なっている外国人を捕えたら、警察当局は直ちに事情聴取を行なって、持っていれば身分証明書類を回収する。そして、前条項に示した目的のため必要な期間、強制的にとどまる場所を指定して、その警察機関に定期的に出頭することを義務づける。

違反に関係する事情や行なった管理処置は、調査局を通して内務省に知らされ、違反者に該当する制裁を加える。

管理・移送処置を免れようとした場合は、その外国人を国外追放させるのに十分な理由になる。

第167条 管理当局は、純粹に偶発的に生じた欠除部分がある書類を使ったり、その真偽が疑わしい場合、その外国人に条件付きの入国を許可することができる。

この目的のため、各機関に連絡してその書類を押収し、それによって調査局はその適切さを決定したり、必要に応じて管理・監督・移送・追放等この節に示された処置を施すようにする。

第168条 内務省は、最高法令によって追放を命ずる。観光旅行者の資格を持つ外国人の追放や移送は、理由調査の手續きなしで行政決議により定められる。

追放の法令により、当事者は法律に従って適応される行政及び裁判上の行為を行なえなくなる。追放または移送の決議により、当事者は行政上の行為を行なえなくなる。移送が行なわれる場合は、その財産は警察の監視下におかれる。

追放法令や移送決議は、いつでも無効にしたり、一時的に取り消したりすることができる。

第169条 商社や国際旅客輸送企業の外国人乗員で、各輸送手段を離れて観光旅行者としての必要条件を満たしていない人は、企業の代表、領事代理または本人が定められた期間内に出国処置または乗員許可拡大の処置を施さない場合には、何の手續きもなしで国外へ追放される。いずれにしろ、滞在や追放の費用は各企業が責任を負う。

第170条 この節に示された追放処置をより効果的に行なうために、その外国人を管轄する地方長官または州知事は、必要な場合法令によって、個人の財産を調べるよう取りはからう権限を有している。

財産検査を命ずる職員は、この法令の写本をその家の主人に、主人が不在なら最年長のものに渡さなければならない。これらの人が誰もいない場合は、玄関に写本を掲示しておく。

家宅捜索を行なう際には、不必要な検査や迷惑行為はすべて避ける。武

力行使は、厳密に不可欠で追放される外国人を捕えるためにのみ許される。

検査を行なう職員は、検査したことを詳細に記録して、各長官または知事にそれを送る。

第171条 定められた場所から入国した外国人で、その追放や国外強制出国を命じた法令がまだ有効である人は、新たに法令を出す必要なしに追放される。繰り返した場合その違反者は、最低でも懲役の刑に処せられ、刑が終了すると何の手続きもなしで、追放させられる。

違反行為が、この法律の第146条やその他特別の規定に示されている犯罪に含まれない場合は、前述のように理解される。

第172条 追放されたり強制的に出国させられた外国人の名簿を管理するのは、内務省の責任である。また、外務省に対して法令や決議の写本を送らねばならず、外務省は外務局の職員に通知して、これらの処置を施された人に査証を与えないようにする。

もしも外国で何らかの査証が与えられたりしても、それは追放や強制的な出国を命じた法令が無効になったことを意味するものではない。

第173条 この法律に従って出された追放処置は、調査局に連絡され、調査局は本人に直接通知して、実行される日時を明記して知らせる。もしもこの通知を行なうのが不可能な場合は、調査局はこの事情を内務省に連絡して、内務省が官報により通知するようにする。

第174条 本人がこの追放法令を知ってから24時間以内に、もしくはサンチアゴ市から遠い市に通知される場合は、日時を指定する法律掲示板を用いるのに必要な時間内に、最高裁判所に対し本人かまたは家族の誰かを通して訴えを起こすことができる。

この訴えは根拠に基づいていなければならない。最高裁判所は、手短かに審議して、訴えを行なってから5日以内に判決を下さねばならない。訴えによって追放は一時見送られ、当事者はその手続きの間、刑務所または内務省か各官庁の定める場所で、自由を拘束されることになる。

第175条 前条項が示した期限が切れて、処分に異議を申し立てる訴えが行なわれない場合には、内務省は決議を実行にうつし、その外国人が出国するために24時間以上の期限を定める。

第176条 この章に述べた処置を効果的に行なうため、必要な制限や自由の拘束を当事者に対して行なうことが可能である。

第9章 内務省及び居留外人移民局の組織、機能、職権について

第177条 1975年法令第1094及びこの法令の取り決め事項を適用するのは、内務省が行なう。

特に、次のような権限を行使する。

1. 移民・外国人に関する国家政策を提案し、関連機関に報告する。

この目的のため委員会を組織する。その委員会には少くとも次の成員が含まれる。内務省、外務省、国防省、労働厚生省、土地植民省、農務省の代表、生産促進公団及び国立企画院の各代表。

2. 外国人法が正しく守られているかどうかを監視し、その改正や補充を提案する。また、居留外人移民局を通じて1975年法令第1094及びこの法令に定められた措置を適用する。

3. 移民や外国人に関係のある国際条約・協定について、認識したうえで外務省に報告する。

外務省は、移民、外国人に関する国際条約・協定を結んだり、廃業、再審査、及び修正したりする際には、内務省に意見を求めなければならない。

4. 第7条に示された形式で、外国人が出入国できる場所を定める。
5. 外国人国家登録を設置し、組織、維持して行く。
6. 密出入国を防ぎ、抑制する。
7. この法律の規定に違反したものに、行政制裁を適用する。

8. チリに不法入国し、また不法滞在している外国人の滞在を合法的なものにし、また出国や追放処置を命ずる。
9. この法律がよりよく適用されるように指示を出す。
10. 国内政府機関に対し、種々の権限を委任する。
11. 疑わしい場合には、ある人が外国人か否かを判定する。

この目的のため、国家の各機関は、最良の決議が行なわれるのに必要な情報を提供しなければならない。このような決議は、本人の要請によって再審議されることが可能で、その場合必ず新しい情報が提供されなければならない。

第178条 この法律の規定事項を直接適用し監視するのは、内務省の居留外人移民局が責任を負う。

同様に、1975年法令第1094及びこの法律に従って、内務省が発表する法令、決議、命令、指示を実行にうつす。

第10章 種々の措置について

第179条 内務省の居留外人移民局は、外国人で、国内で査証の付与を認められたが、無国籍のものまたは、チリに領事代表がない国の国民、パスポートを取れないもの等に対し、特別の書類を与えることが可能である。この書類は、「居住証明」と呼ばれ、チリ国内においてのみ居住資格を証明するのに有効で、有効期間は与えられた査証の有効期間と同じである。

第180条 中央身分証明局は、外国人が無罪になるような犯罪の裁判において、有罪判決が出された場合、その事実を調査局に連絡しなければならない。

● 調査局はこれらの情報を内務省に連絡して、同時に、その判決を受けた外国人のチリにおける居住身分についても報告する。

チリ憲兵隊は、調査局に対し、国内の各刑務所に入っている外国人の刑

が終了する日付を適切に連絡しなければならない。そして、完全な自由または条件つき自由を得て出獄する日付を正確に示す。

第181条 この法律において「給金」について述べてある部分はすべて、サンチアゴ州で支払われる月給のことと理解する。

第11章 経過措置

第1条 1970年1月1日より前に入国して不法な状態であり、またその日より中断することなくチリ国内に滞在している外国人は、永住許可の申請を行わねばならない。

1970年1月1日以降に入国した外国人で、国内に不法な状態で滞在していて、1975年法令第1094が発効になる日までに少なくとも1年間中断せずに滞在していたものは、査証を申請する権利を有する。

この条項に示したような状況下にいたる外国人は、1975年法令第1094が発表された日から数えて6ヶ月以内に、申請書を提出しなければならない。もしそれを行わない場合は、この法律の第8章に示された措置が適用される。

内務省は、しかるべき場合は、この条項の手続きを行なう外国人が提出する書類が十分なものであるか否かを決定し、経歴を判断して申請を拒否するか認めるかを決定する。拒否する場合には、一定期間内に本人が出国または追放されることを命ずることができる。

第2条 書類が不足している外国人や不法滞在している外国人を所属させている自然人、法人、公人及び私人等は、1975年法令第1094が発表されてから90日以内に、文書でそれを申告し、当局に対しその滞在が合法化されるよう申請する。

前条項に示した6ヶ月の期限が切れると、各雇用者は5日以内に、地方の場合は地方監督や州知事に、サンチアゴの場合は居留外人移民局に、こ

の義務を怠った外国人の名前を文書で連絡しなければならない。

第 3 条 不法な状態にいる外国人で、第 1 条に示した期限内に合法化の申請を行なわなかったものは、従事している職を解雇されることになる。そしてこの状況は、全ての解雇の合法的理由となり、その労働契約の取り決め事項がいかなるものであれ、何の賠償請求も行なうことができない。さらに、その外国人の国外追放が命ぜられる。

前条項及びこの条項に示された義務を怠った雇用者は、不法滞在している外国人が追放される場合には、出身国または契約書に示された国までの渡航費用を支払わねばならない。

第 4 条 地方監督や州知事がない地域では、1975 年法令第 1094 及びこの法律が彼らに与える働きや権限は、臨時に各監督や知事が行なうものとする。

官報において、注釈され、記され、発表される。

署名) アウグスト・ビノチェト・ウガルテ 陸軍将軍, 共和国大統領
ラウル・ベナビデス・エスコバル 艦隊将軍, 内務大臣

移 民 法

1953年5月8日官報発表法令第69号

第 1 章 移 民 局

第 1 条 外務省に所属する移民局を設置する。この法令の取り決め事項を適用する働きを担う。

第 2 条 移民局は局長が責任を負う。その他次の人々から成る。副局長、部長2名、職員6名、外交官の身分をもつ移民代理人。

第 3 条 移民局の任務は以下の通りである。

- a) 移民政策に関して主導権をとり、適切で同化容易な人物を移民させることによって、国家の生産及び技術能力を向上させ、国家の精神統一を維持するようはからう。また望ましくない、不適切な人物の移民を防ぐ。
- b) 入国申請について認識かつ連絡し、移民申請でチリ領事に対し外国で行なわれなかったものを、決議する。
- c) 本人の要請と領事の報告を受けて、査証申請を拒否した決議の再審議要請が、根拠に基づいているか否かを決議する。

第 4 条 これらの働きをより能率よく行なうため、移民局は各公共機関、国家機関、自治団体などに対し、援助や協力を求めることができる。

この協力を拒否したり怠った場合には、外務省の要請で、国家会計監査局が検査を行なうことになる。

第 2 章 移民について

第 5 条 居住、労働、この法令の定める取り決めを行なう目的で入国した

外国人を移民者とする。

第 6 条 チリに移民を希望する外国人はすべて、外交または領事当局に対し、共和国の憲法、法律、法令その他諸規則を尊重するより文書で誓いを立てなければならない。

第 7 条 「移民査証」を設ける。これは、チリに移民を希望し、この法律及び規則に示す必要条件をすべて満たした外国人に与えられる。

「移民査証」には 2 ドル支払う。この料金は、個人のパスポートまたは本人と配偶者、子どもを合わせた複数の人のためのパスポートに適用される。

第 8 条 移民は、その条件に応じて、自由であったり監視を受けたりする。

第 9 条 本人が渡航及びチリでの居住費用を負担する場合は、「自由移民」である。

第 10 条 「監視つき移民」とは、農業等を営むため国内のある場所に移民を住まわせる目的で、国家、外国、国際機関の経済的援助を受けるものである。農業の他、林業、牧畜、鉱業、漁業、工業等、各場合に応じて外務省が指示するものを営むことになる。

第 11 条 「移民査証」によりその本人は、自由移民の場合は経済活動や他の部門の活動を自由に行なうことができ、監視つき移民の場合は契約書の条項に従って活動を行なう権利が与えられる。つまり、共和国内での居住、2 年以内に無料で永住権を取ること、そして 5 年間中断することなくチリに居住して、正しく合法的な行ないを示し、犯罪を犯したり訴訟を受けたりしていないことを証明すれば、チリ国籍もとることができる。

前述の居住期間が、外国への偶発的旅行により中断されたか否かを、状況に基づいて判断するのは、外務省の任務である。

前条項に示したように定められた地域に移民がとどまることが、正当な理由により不可能な場合は、外務省は、その居住地を別の地域に変えることを許可する。

第 12 条 以下のような条件で国内にいる場合は、「移民査証」を得ることができない。

1. 他国の外交団体，領事団体の職員，及びその家族，雇い人。
2. 自国の政府から委任された外国人。
3. 他国へ行く途中の外国人及び観光旅行者。
4. 条件つき査証で入国する外国人。

第 13 条 移民者が定住するために，共和国大統領は，土地及び植民の法律に従って，植民農業銀行の法律や規則を適用しながら，必要な国有地を指定する。

第 3 章 一般措置

第 14 条 移民者はすべて，この法令の規則が定めるところに従って作製された，「移民手帳」を所持していなければならない。

第 15 条 外務省の判断で，この法令及びその他の規則の取り決めを守らないとされた移民は，内務省に連絡されて，外国人の滞在と追放に関する措置を適用する。

第 16 条 外務省は，国家及び半国家資金の投資になる外国人の植民計画の作成について，調整機関として働く。

同様にまた，国内的及び国際的な私的機関団体を作ろうとする外国人の植民計画についても，直接検査を行なう。

第 17 条 奥地侵入税や倉敷料，1943年8月18日農地法第2772号が定めた税は免除される。この農地法は，奥地侵入，生産，業務等への課税やその後改正された課税，また修正補充により生じた課税，その他一般に次のものに課せられた税金で税関を通して入ってくる税金について定めたものである。税関を通すものとは，機械類，トラクター，トラック，小形トラック，ジープ，自転車，車輛類，荷車，その部品と予備品；積装した漁船

または艀装していない漁船、その部品と予備品；器械類、道具類、牛・馬・羊・やぎ・豚・鳥類、手荷物、家財道具、その他「移民査証」で入国する外国人が行なう職業活動に必要な品物である。この免除は、各移民1回限り認められる。

第 18 条 また移民者は、外国貿易審議会の許可を得る義務と、前述の品物を奥地へ持ち込むための外貨による正貨準備の義務も免除される。

これらの免税許可を得るには、移民者はチリ領事に対して文書で、この法律の規則に従って持ち込む品物を申告しなければならない。

領事は、前もって申告された品物が移民者本人の所有物であることを確認したうえで、無料でこの証明書を与える。

第 19 条 移民が身分証明書を得る際には、1945年9月24日法令第8283の第93条の取り決めに従うものとする。この法律は、1952年11月6日法令第10751により修正されている。

第 20 条 入国した移民は、その氏名をスペイン語式の名前に変更したり、スペイン語式に読んでもかまわない。

この目的のため、外務省は本人の申請書を移民局の連絡を受けたくてで国家市民登録局に送り、ここで決議を行う。この場合の手数料等は免除される。この決議書の写本は、外務省及び、調査局の外国人部に送られる。これは、裁判所が法律に基づいて行なう検査とは別に、行なわれる。

国家市民登録局は、この条項が示している権利の行使を、特別登録を行なうことにより、管理しなければならない。

第 21 条 この法令の第2条に示された職務は、外務省の職員により務められる。

注釈、登録、連絡、発表 — カルロス・イパニェス・デル・カンボ — オスカル・フェネル — ファン・B・ロセッティ — ラファエル・タルード・シワディ

原 文

LEY DE EXTRANJERIA	81
DECRETO LEY No. 1094, DE 14 DE JULIO DE 1975	
REGLAMENTO DE EXTRANJERIA	103
DECRETO No. 1.306, DE OCTUBRE DE 1975	
LEY DE INMIGRACION	144
DECRETO CON FUERZA DE LEY No. 69, PUBLICADO EN EL DIARIO OFICIAL DE 8 DE MAYO DE 1953	



LEY DE EXTRANJERIA

Decreto Ley N.º 1094, de 14 de julio de 1975

TITULO I

DE LOS EXTRANJEROS

Párrafo 1.- Disposiciones Generales

ARTICULO 1.º.- El ingreso al país, la residencia, la permanencia definitiva, el egreso, el reingreso, la expulsión y el control de los extranjeros se regirán por el presente decreto ley.

Párrafo 2.- Entrada y Residencia

ARTICULO 2.º.- Para ingresar al territorio nacional los extranjeros deberán cumplir los requisitos que señala el presente decreto ley, y para residir en él deberán observar sus exigencias, condiciones y prohibiciones.

Por Decreto Supremo podrá prohibirse el ingreso al país de determinados extranjeros por razones de interés o seguridad nacionales.

ARTICULO 3.º.- El ingreso y el egreso de los extranjeros deberá hacerse por lugares habilitados del territorio nacional, los cuales serán determinados por el Presidente de la República mediante Decreto Supremo, con las firmas de los Ministros del Interior y de Defensa Nacional.

Los lugares habilitados podrán ser cerrados al tránsito de personas, en forma temporal o indefinidamente, cuando concurren circunstancias que aconsejen estas medidas, por Decreto Supremo dictado en la forma establecida en el inciso anterior.

ARTICULO 4.º.- Los extranjeros podrán ingresar a Chile en calidad de turistas, residentes, residentes oficiales e inmigrantes, de acuerdo con las normas que se indican en los párrafos respectivos de este decreto ley.

Los inmigrantes se registrarán por el decreto con fuerza de ley N.º 63, de 27 de abril de 1953, sin perjuicio de las disposiciones de este decreto ley que les sean aplicables.

ARTICULO 5.º.- Para los efectos de este decreto ley, visación es el permiso otorgado por la autoridad competente, estampado en un pasaporte válido y que autoriza a su portador para entrar al país y permanecer en él por el tiempo que determine.

La visación se considerará válida desde el momento en que se estampe en el pasaporte.

ARTICULO 6.º.- El otorgamiento y prórroga de las autorizaciones de turismo y de las visaciones a los extranjeros en Chile será resuelto por el Ministerio del Interior, a excepción de aquellas correspondientes a las calidades de residente oficial, la que será otorgada por el Ministerio de Relaciones Exteriores.

Las visaciones de los extranjeros que se encuentren fuera de Chile, serán resueltas por el Ministerio de Relaciones Exteriores, de acuerdo con las instrucciones generales conjuntas que impartan los Ministerios del Interior y el de Relaciones Exteriores, ajustadas a las políticas de migraciones fijadas por el Supremo Gobierno.

Las visaciones, prórrogas de turismo, autorizaciones y permisos en general, que se otorguen estarán sujetas al pago de derechos, cuyo monto se determinará por Decreto Supremo del Ministerio del Interior.

Las que se otorguen en el extranjero pagarán los derechos en dólares que establezca el Arancel Consular.

Los derechos a que se refieren los dos incisos anteriores mantendrán, en lo posible, una adecuada concordancia entre sí.

ARTICULO 7.º.- Las visaciones otorgadas por el Ministerio de Relaciones Exteriores tendrán una vigencia de 90 días, contados desde la fecha de su concesión, plazo que dicho Ministerio fijará en el respectivo documento y dentro del cual el titular de ese tipo de visación podrá ingresar al país. El plazo de residencia comenzará a contarse desde el momento de la entrada de su titular al territorio nacional, sin que la vigencia de la visación pueda ser superior a la del pasaporte.

ARTICULO 8.º.- Al momento de estamparse una visación se anotarán en la misma, la clase de visa de que se trata, el plazo de vigencia de ella y las demás menciones que señale el reglamento.

ARTICULO 9.º.- El plazo de vigencia del permiso de turismo y de la visación para los residentes y residentes oficiales podrá prorrogarse o cambiarse estas calidades de ingreso o residencia por otras, en la forma y condiciones que determine este decreto-ley.

ARTICULO 10.- Corresponderá a la Dirección General de Investigaciones controlar el ingreso y salida de los extranjeros y el cumplimiento de las obligaciones que este decreto-ley les impone, como asimismo, denunciar ante el Ministerio del Interior las infracciones de que tome conocimiento, sin perjuicio de adoptar las demás medidas señaladas en este decreto-ley y en su reglamento.

Carabineros de Chile cumplirá dichas funciones en aquellos lugares donde no haya unidades de Investigaciones o donde, no obstante existir éstas, el Ministerio del Interior estime conveniente una labor conjunta de ambos Servicios.

ARTICULO 11.- Las empresas de transporte internacional no podrán aceptar pasajeros con destino a Chile que no estén premunidos de la documentación que les habilite para ingresar al país, de acuerdo con la respectiva calidad de ingreso.

Las empresas transportadoras estarán obligadas a reembarcar, por su propia cuenta, dentro del menor tiempo posible y sin responsabilidad para el Estado, a los pasajeros cuyo ingreso sea rechazado por no contar con su documentación en forma, sin perjuicio de las sanciones que les correspondan de acuerdo con este decreto-ley.

ARTICULO 12.- Las empresas de transporte internacional de pasajeros estarán obligadas a presentar a las autoridades controladoras señaladas en el artículo 10, al momento del ingreso o salida del país de sus respectivos medios de transporte, listas de pasajeros y tripulantes, así como todos los datos necesarios para su identificación cuando éstas los requieran. Ningún pasajero o tripulante podrá embarcar o desembarcar antes de que la autoridad efectúe la inspección y control correspondientes.

ARTICULO 13.- Las atribuciones que correspondan al Ministerio del Interior, para el otorgamiento de visaciones, para las prórrogas de las mismas y para la concesión de la permanencia definitiva serán ejercidas discrecionalmente por éste, atendiéndose en especial a la conveniencia o utilidad que reporte al país su concesión y a la reciprocidad internacional, previo informe de la Dirección General de Investigaciones.

Las referencias que deberán contener las solicitudes que presenten los extranjeros, para el otorgamiento de estos permisos, los plazos dentro de los cuales deben presentarlos, los documentos que deberán adjuntar y el trámite de ellos, serán establecidos en el reglamento.

ARTICULO 14.- El padre, la madre, el guardador o la persona encargada del cuidado del extranjero menor de 18 años residente en el país, están obligados a impetrar las prórrogas, visas y permisos que al menor correspondan.

En caso de no existir ninguna de las personas a que se refiere el inciso anterior, el menor de 18 años podrá permanecer en Chile, en la misma condición de residencia de su ingreso, hasta cumplir esta edad. Dentro del plazo de tres meses siguientes a la fecha en que cumpla los 18 años de edad, deberá solicitar la permanencia definitiva o la visación que corresponda.

Párrafo 3.— Impedimentos de Ingreso

ARTICULO 15.- Se prohíbe el ingreso al país de los siguientes extranjeros:

1. Los que propaguen o fomenten de palabra o por escrito o por cualquier otro medio, doctrinas que tiendan a destruir o alterar por la violencia, el orden social del país o su sistema de gobierno, los que estén sindicados o tengan reputación de ser agitadores o activistas de tales doctrinas y, en general, los que ejecuten hechos que las leyes chilenas califiquen de delito contra la seguridad ex-

terior, la soberanía nacional, la seguridad interior o el orden público del país y los que realicen actos contrarios a los intereses de Chile o constituyan un peligro para el Estado;

2. Los que se dediquen al comercio o tráfico ilícito de drogas o armas, al contrabando, a la trata de blancas y, en general, los que ejecuten actos contrarios a la moral o a las buenas costumbres;

3. Los condenados o actualmente procesados por delitos comunes que la ley chilena califique de crímenes y los prófugos de la justicia por delitos no políticos;

4. Los que no tengan o no puedan ejercer profesión u oficio, o carezcan de recursos que les permitan vivir en Chile sin constituir carga social;

5. Los que sufran enfermedades respecto de las cuales la autoridad sanitaria chilena determine que constituyen causal de impedimento para ingresar al territorio nacional;

6. Los que hayan sido expulsados u obligados al abandono del país por Decreto Supremo sin que previamente se haya derogado el respectivo decreto, y

7. Los que no cumplan con los requisitos de ingreso establecidos en este decreto-ley y su reglamento, sin perjuicio de lo dispuesto en el N.º 4 del artículo siguiente y en los artículos 35 y 83.

ARTICULO 16.- Podrá impedirse el ingreso al territorio nacional de los siguientes extranjeros:

1. Los condenados o actualmente procesados por delitos comunes que la ley chilena califique de simples delitos;

2. Los que hayan salido de Chile por disposición del Gobierno, y no estén comprendidos en el N.º 6 del artículo anterior;

3. Los expulsados de otro país por autoridad competente, y

4. Los menores de 18 años que viajen a Chile sin ser acompañados de su padre, madre o guardador y carezcan de autorización escrita de uno de ellos o del Tribunal competente, debidamente refrendada por autoridad chilena.

Las prohibiciones de este artículo y del anterior, serán aplicadas por las autoridades señaladas en el artículo 10 de este decreto-ley.

ARTICULO 17.- Los extranjeros que hubieren ingresado al país no obstante encontrarse comprendidos en alguna de las prohibiciones señaladas en el artículo 15 o que durante su residencia incurran en alguno de los actos u omisiones señalados en los números 1, 2 y 4 del artículo indicado, podrán ser expulsados del territorio nacional.

Párrafo 4.- De los Residentes Oficiales y Demás Residentes

ARTICULO 18.- Los residentes oficiales y demás residentes sólo podrán ingresar al país premunidos de pasaporte u otro documento análogo debidamente visado.

I DEL RESIDENTE OFICIAL

ARTICULO 19.- Se considerarán residentes oficiales los miembros del Cuerpo Diplomático y Consular acreditados ante el Gobierno y los de organizaciones internacionales reconocidos por Chile, a quienes se concederán visaciones diplomáticas u oficiales.

Se otorgará este mismo tipo de visaciones a los miembros de sus familias que vivan con ellos, al personal administrativo y al de servicio y a las demás personas que determine el reglamento que dictará el Ministerio de Relaciones Exteriores.

ARTICULO 20.- Los residentes oficiales podrán permanecer en Chile en esta calidad hasta el término de las misiones oficiales que desempeñen en el país, circunstancia que, la representación diplomática, consular o el organismo nacional o internacional ante el cual se encontraban acreditados, estarán obligados a comunicar al Ministerio de Relaciones Exteriores, dentro del plazo de 15 días, contado desde el término de la misión.

ARTICULO 21.- Los residentes oficiales, con exclusión del personal administrativo o de servicio, podrán solicitar, al término de sus respectivas misiones, permanencia definitiva.

El personal administrativo o de servicio, podrá solicitar al término de sus funciones, visación de residente sujeto a contrato o de residente temporario y, en caso de que esas funciones terminen después de un año de residencia en Chile, la permanencia definitiva.

II DE LOS DEMAS RESIDENTES

ARTICULO 22.- A los demás residentes se les otorgarán visaciones con las siguientes denominaciones: "residente sujeto a contrato", "residente estudiante", "residente temporario" y "residente con asilo político" o "refugiado".

Del Residente Sujeto a Contrato.

ARTICULO 23.- Se otorgarán visaciones de residente sujeto a contrato a los extranjeros que viajen al país con el objeto de dar cumplimiento a un contrato de trabajo.

La misma visación se podrá otorgar a los extranjeros que se encuentren en el territorio nacional y se radiquen en el país para dar cumplimiento a un contrato de trabajo.

Igual visación será otorgada a los miembros de sus familias que determine el reglamento.

La visación sujeta a contrato podrá tener una vigencia de hasta dos años y podrá ser prorrogada por períodos iguales. Si no se especifica plazo en el pasaporte, se entenderá que su vigencia es la máxima.

El residente sujeto a contrato podrá solicitar su permanencia definitiva al cumplir dos años de residencia.

ARTICULO 24.- El contrato de trabajo que se acompañe para obtener esta visación deberá contener una cláusula por la que el empleador o patrón se

comprometa a pagar el pasaje de regreso del trabajador y demás personas que estipule el contrato. Las formalidades y características del contrato serán señaladas en el reglamento.

ARTICULO 25.- La terminación del contrato que ha servido de antecedente para el otorgamiento de esta visación, será causal de caducidad de ésta y deberá ser comunicada, dentro del plazo de 15 días, a la autoridad correspondiente, sin perjuicio del derecho de su titular de solicitar una nueva visación o la permanencia definitiva, si procediere.

ARTICULO 26.- A los artistas, deportistas y a otros extranjeros debidamente calificados que ingresen al país y deseen desarrollar actividades remuneradas, se les podrá conceder visación de residente sujeto a contrato, en la forma y condiciones que determine el reglamento.

III DEL RESIDENTE ESTUDIANTE

ARTICULO 27.- Se otorgará visación de residente estudiante al extranjero que viaje a Chile con el objeto de estudiar en establecimientos del Estado o particulares reconocidos por éste, o en centros u organismos de estudios superiores o especializados.

Igualmente, podrá otorgarse a los extranjeros que, encontrándose en el país, acrediten haberse matriculado en alguno de estos establecimientos.

Dicha visación tendrá una vigencia máxima de un año y podrá ser renovada por períodos iguales, en forma sucesiva y gratuita.

Para obtener las prórrogas de estas visaciones, el extranjero deberá acreditar su condición de estudiante, mediante los correspondientes certificados de matrícula y de asistencia.

El residente estudiante no podrá desarrollar actividades remuneradas dentro del país, si no es autorizado previamente por el Ministerio del Interior.

ARTICULO 28.- El residente estudiante que tenga más de un año de residencia en Chile, podrá solicitar otra de las visas establecidas en este decreto-ley.

El extranjero que sea titular de visación de residente estudiante podrá solicitar la permanencia definitiva, al término de sus estudios.

IV DEL RESIDENTE TEMPORARIO

ARTICULO 29.- Se otorgará visación de residente temporario al extranjero que tenga el propósito de radicarse en Chile, siempre que acredite vínculos de familia o intereses en el país o cuya residencia sea estimada útil o ventajosa, visación que se hará extensiva a los miembros de su familia que vivan con él.

Se podrá conceder también esta visación a los ex-residentes que, a lo menos, hubieren permanecido un año en el país y a los que hubiesen tenido anteriormente permanencia definitiva y ésta hubiere caducado, de acuerdo con el artículo 43.

ARTICULO 30.- La visación de residente temporario tendrá una vigencia máxima de un año y podrá prorrogarse por una sola vez, por igual período. Si no

se especifica plazo en el respectivo pasaporte, se entenderá que su vigencia es la máxima.

ARTICULO 31.- El titular de visación de residente temporario que completare un año de residencia en tal calidad, podrá solicitar su permanencia definitiva y si completare dos años de residencia en Chile, estará obligado a solicitarla. En caso de no hacerlo, deberá abandonar el país.

ARTICULO 32.- La mujer extranjera, casada con chileno, a la que se otorgue pasaporte chileno o se le incorpore en el pasaporte de su cónyuge, para ingresar a Chile de conformidad con lo dispuesto en el reglamento Consular, será considerada como residente temporario para los efectos de este decreto-ley.

ARTICULO 33.- A los extranjeros cuya admisión sea requerida por personas jurídicas nacionales o patrocinada por organismos internacionales reconocidos por el Gobierno de la República, por tratarse de profesionales, técnicos o personas altamente calificados, se les podrá otorgar visación de residente temporario.

V DE LOS ASILADOS POLITICOS Y REFUGIADOS

ARTICULO 34.- Se podrá conceder visación de residente con asilo político a los extranjeros que, en resguardo de su seguridad personal y en razón de las circunstancias políticas predominantes en el país de su residencia se vean forzados a recurrir ante alguna misión diplomática chilena solicitando asilo.

Una vez que se conceda el asilo diplomático, en el carácter de provisorio, se calificarán los antecedentes y circunstancias del caso, por el Ministerio de Relaciones Exteriores y por el Ministerio del Interior y se dispondrá el otorgamiento o el rechazo de la visación.

En caso de disponerse su otorgamiento, el asilo diplomático concedido se confirmará con el carácter de definitivo y se estampará la visación en el pasaporte, salvoconducto u otro documento análogo que presente el extranjero o en el que se le otorgue.

Esta visación se hará extensiva a los miembros de la familia del asilado político que hubieren obtenido, junto con él, asilo diplomático.

ARTICULO 35.- Se podrá conceder, asimismo, visación de residente con asilo político, a los extranjeros que, por las mismas situaciones expresadas en el artículo anterior se vean forzados a abandonar su país de residencia e ingresen al territorio nacional irregularmente. En este caso estarán obligados a presentarse ante la autoridad señalada en el artículo 10 e invocar que se les acuerde este beneficio, debiendo formalizar por escrito la petición dentro de 10 días contados desde la presentación ante la mencionada autoridad.

Dentro de este mismo plazo, los extranjeros deberán declarar su verdadera identidad, en el caso de no contar con documentos para acreditarla, o manifestar si el documento de identidad o pasaporte que presenten es auténtico. Si se estableciera que este documento no es auténtico y no lo hubieren declarado, quedarán sujetos a las sanciones que establece este decreto-ley.

El Ministerio del Interior, previo informe de la Dirección General de

Investigaciones se pronunciará sobre el otorgamiento o el rechazo de la petición.

Mientras se resuelve en definitiva la solicitud, los extranjeros que estén en esta condición, serán sometidos a las medidas de vigilancia y control que sean necesarias a juicio de la autoridad, pudiendo, en determinados casos, privárseles de libertad hasta por 15 días.

ARTICULO 36.- Podrán también solicitar esta visación los extranjeros que se encuentren en el territorio nacional en calidad de turistas, residentes o residentes oficiales y que, por motivos políticos debidamente calificados que hayan surgido en su país de origen o en el de su residencia habitual, se vean impedidos de regresar a ellos.

ARTICULO 37.- Visación de residente con asilo político tendrá una duración máxima de dos años. Si no se especifica plazo en el respectivo documento, se entenderá que su vigencia es la máxima.

Esta visación podrá prorrogarse por periodos iguales, en forma indefinida, y podrá cambiarse su calidad por cualquiera otra contemplada en este decreto-ley, si procediere.

El residente con asilo político podrá solicitar la permanencia definitiva al cumplir dos años de residencia en Chile.

ARTICULO 38.- La visación de residente con asilo político caducará por el solo hecho de salir su titular del territorio nacional.

En casos calificados, el Ministerio del Interior podrá autorizar al extranjero para ausentarse del país, por periodos no superiores a 15 días, caso en el cual no caducará su visación.

ARTICULO 39.- Para los efectos del otorgamiento de esta visación a los refugiados, se entenderá que tienen esta condición las personas que se encuentren en algunas de las situaciones previstas en las Convenciones Internacionales suscritas por el Gobierno de Chile.

ARTICULO 40.- Los titulares de visación de residente con asilo político o refugiado, podrán realizar actividades remuneradas u otras compatibles con su condición y ser sometidos al control que determine el Ministerio del Interior, el cual podrá fijar los lugares en que no les será permitido domiciliarse o residir.

Párrafo 5.- De la Permanencia Definitiva.

ARTICULO 41.- La permanencia definitiva es el permiso concedido a los extranjeros para radicarse indefinidamente en el país y desarrollar cualquier clase de actividades, sin otras limitaciones que las que establezcan las disposiciones legales y reglamentarias.

Este permiso se otorgará por resolución del Ministerio del Interior.

ARTICULO 42.- Los plazos de residencia en el país para obtener la permanencia definitiva deberán ser ininterrumpidos. Se entenderá que no ha habido interrupción cuando los periodos de ausencia sumen en total menos de 90 días.

ARTICULO 43.- Se considerará revocada tácitamente la permanencia definitiva de todo extranjero que se ausente del país por un plazo ininterrumpi-

do superior a 1 año. Esta revocación no operará respecto de los casos calificados que determine el reglamento.

Párrafo 6.- De los Turistas.

ARTICULO 44.- Consideranse turistas los extranjeros que ingresen al país con fines de recreo, deportivos, de salud, de estudios, de gestión de negocios, familiares, religiosos u otros similares, sin propósito de inmigración, residencia o desarrollo de actividades remuneradas.

Todo turista deberá tener los medios económicos suficientes para subsistir durante su permanencia en Chile, circunstancia que deberá acreditar cuando lo estime necesario la autoridad policial.

Los turistas podrán permanecer en el país hasta por un plazo de 90 días, prorrogable por un período igual en la forma que determine el reglamento.

En casos excepcionales, cuando se aleguen y prueben motivos de fuerza mayor, se podrá conceder una segunda prórroga por el tiempo que sea estrictamente necesario para abandonar el país.

ARTICULO 45.- Los turistas deberán estar premunidos de un pasaporte u otro documento análogo, otorgado por el país del cual sea nacional y quedarán exentos de la obligación de obtener visación consular. En casos determinados en el reglamento, por motivos de reciprocidad internacional o en virtud de Acuerdos y Convenios suscritos por el Gobierno de la República, se podrá exigir otro tipo de documentación.

No obstante los turistas que sean nacionales de un país con el cual Chile no mantenga relaciones diplomáticas, deberán estar premunidos de pasaportes, debidamente registrados por el Consulado chileno o por quien lo represente, y de pasaje de regreso a su país o a otro con respecto al cual tenga autorización de entrada.

Los apátridas podrán ingresar como turistas, siempre que estén premunidos de pasaporte con la visación que establece el inciso anterior, otorgado por el país de procedencia o por organismos internacionales reconocidos por Chile. Además deberán tener autorización de reingreso al país de procedencia y pasaje de regreso a éste, o a otro, con respecto al cual tengan autorización de entrada.

ARTICULO 46.- Al momento del ingreso al país se otorgará al turista una tarjeta con la cual acreditará esta calidad mientras permanezca en Chile.

Este documento, denominado "tarjeta de turismo", será confeccionado por el Ministerio del Interior, previo informe de la Dirección General de Investigaciones, Dirección Nacional de Turismo e Instituto Nacional de Estadísticas.

ARTICULO 47.- La tarjeta de turismo será otorgada gratuitamente. Sin embargo, eventualmente, el Ministerio del Interior, previo informe del Ministerio de Relaciones Exteriores, podrá establecer, por Decreto Supremo fundado, que la tarjeta de turismo quede afecta al pago de derechos.

En todo caso, cuando en otros países se exija a los chilenos el pago de un derecho para su ingreso a ellos como turistas, se podrá establecer respecto de los nacionales de esos países, el pago de un derecho equivalente.

ARTICULO 48.- Se prohíbe a los turistas desarrollar actividades remuneradas. Sin embargo, el Ministerio del Interior podrá autorizarlos para que, en casos calificados, desarrollen tales actividades, por un plazo no mayor de 30 días, prorrogable, por períodos iguales, hasta el término del permiso de turismo.

Al momento de conceder la autorización, el Ministerio del Interior retirará la tarjeta de turismo y la reemplazará por una tarjeta especial, que contendrá las menciones que establezca el reglamento.

Para su egreso del país, deberá canjear la tarjeta especial por la de turismo, previa exhibición del comprobante de pago de sus impuestos.

ARTICULO 49.- Los turistas podrán solicitar el cambio de su calidad por la de residente o residente oficial, según proceda, si se hallaren comprendidos en algunos de los siguientes casos:

- 1.- El cónyuge de chileno y los padres e hijos de él;
- 2.- El cónyuge y los hijos del extranjero que resida en el país con alguna visación o con permanencia definitiva, y los padres del extranjero mayor de 21 años que resida en el país en alguna de las condiciones anteriores;
- 3.- Los ascendientes de chilenos;
- 4.- Los hijos extranjeros de chilenos por nacionalización;
- 5.- Los profesionales y técnicos que prueben su calidad mediante títulos legalizados y acrediten su contratación o que ejercerán efectivamente en Chile, como tales;
- 6.- Los profesores que sean contratados por organismos educacionales del Estado o reconocidos por él, siempre que acrediten su calidad de tales, mediante títulos legalizados;
- 7.- Los que sean designados o contratados para el desempeño de cargos para los cuales ordinariamente se conceden visaciones de residentes oficiales;
- 8.- Los que invoquen la calidad de refugiados o asilados políticos en conformidad a lo dispuesto en el artículo 36;
- 9.- El cónyuge y los hijos del extranjero señalados en los cuatro números anteriores. El beneficio podrá impetrarse de consuno o separadamente, y
- 10.- Los que en concepto del Ministerio del Interior sean acreedores a este beneficio.

Párrafo 7.- De los Tripulantes.

ARTICULO 50.- Los extranjeros, tripulantes de naves, aeronaves o vehículos de transporte terrestre o ferroviario pertenecientes a empresas que se dediquen al transporte internacional de pasajeros, serán considerados para todos los efectos como residentes con la calidad especial de "tripulantes", que se señalan en este párrafo.

Los tripulantes extranjeros de las empresas de transporte internacional sólo podrán permanecer en el territorio nacional por el tiempo que, en cada oportunidad, determine la autoridad indicada en el artículo 10, en el documen-

to que les otorgue al momento del ingreso, que se denominará "tarjeta de tripulante" y cuya duración no podrá ser superior a 30 días.

El Ministerio del Interior, en los casos especiales que señale el reglamento, podrá otorgar una autorización de hasta seis meses.

ARTICULO 51.- También se otorgará la tarjeta de tripulante a aquellos extranjeros que justifiquen mediante documentos emanados de las empresas acreditadas en el país que forman parte de la tripulación de una nave, aeronave o vehículo de transporte terrestre o ferroviario internacional y que ingresen al territorio nacional por cualquier medio de transporte, con el propósito de incorporarse a la tripulación de su empresa.

Asimismo, los tripulantes mantendrán esta calidad, para los efectos del egreso, aun cuando deban salir del país en un medio de transporte distinto del que utilizaron para su ingreso.

Serán de cuenta de las respectivas empresas los gastos que impliquen la permanencia ilegal, la expulsión o la salida del territorio nacional de los tripulantes extranjeros.

Párrafo 8.- De la Cédula de Identidad y del Registro.

ARTICULO 52.- Los extranjeros mayores de 18 años, con excepción de los turistas y residentes oficiales, deberán inscribirse en los registros especiales de extranjeros que llevará el Servicio de Investigaciones, dentro del plazo de 30 días, contado desde la fecha de ingreso al país.

Los extranjeros que ingresen irregularmente al país y a quienes se conceda en Chile una visación, deberán cumplir con la obligación mencionada en el inciso anterior, dentro del plazo de 30 días, contado desde la fecha del otorgamiento de la respectiva visación. Esta disposición no se aplicará a quienes obtengan una visación diplomática u oficial.

El valor del Certificado de Registro será de cargo del interesado y no podrá ser superior a su costo de elaboración, el que será fijado anualmente por resolución del Ministerio del Interior.

ARTICULO 53.- Los extranjeros obligados a registrarse y los que estén en posesión de la permanencia definitiva deberán informar a la autoridad señalada en el artículo 10 sobre cualquier cambio de su domicilio o de sus actividades, dentro del plazo de 30 días de producido el cambio.

Asimismo, los extranjeros obligados a registrarse, deberán solicitar cédula de identidad dentro del plazo señalado en el artículo 52, la que tendrá un plazo de validez igual al de su respectiva visación. La cédula de identidad que se otorgue al titular de permanencia definitiva tendrá una validez de 5 años.

Párrafo 9.- Del Egreso y Reingreso.

I DEL EGRESO

ARTICULO 54.- Para salir del país, los extranjeros deberán estar premunidos de un salvoconducto otorgado por el Servicio de Investigaciones. Quedan exceptuados de esta obligación los residentes oficiales, los turistas que salgan

dentro del plazo de vigencia consignado en la tarjeta de turismo; los que sean obligados a abandonar el territorio nacional por la autoridad competente y los expulsados.

ARTICULO 55.- No se otorgará salvoconducto si existe resolución pendiente de la autoridad chilena que impida el egreso.

Para conceder salvoconducto, el Servicio de Investigaciones exigirá la presentación previa del Certificado de Registro y de un Certificado de Impuestos Internos que acredite el cumplimiento de las obligaciones tributarias del extranjero. No se exigirán estos documentos a los extranjeros que salgan de Chile antes de los 30 días siguientes a la fecha de su ingreso al país y a los menores de 18 años.

Para otorgar salvoconducto a los extranjeros menores de 21 años que viajen sin ser acompañados de las personas que ejerzan sobre ellos la patria potestad o la tutela en su caso, el Servicio de Investigaciones exigirá la presentación previa de una autorización notarial del padre del menor, o a falta de éste, de la madre, o a falta de ambos, el guardador o el Juez de Menores. Si se trata de menores que ingresaron al país solos, no se les exigirá esta autorización.

Se entenderá faltar el padre o madre, en los casos señalados por los artículos 109 y 110 del Código Civil.

ARTICULO 56.- Los extranjeros obligados a obtener salvoconducto para su egreso, deberán acreditar que no se encuentran sujetos a proceso o arraigo judiciales, para cuyos efectos solicitarán del Gabinete de Identificación la anotación y registro de sus pasaportes, dentro del plazo de 30 días anterior al egreso.

En caso de existir alguna de estas medidas, deberán obtener del Tribunal respectivo la autorización para salir del país.

II DEL REINGRESO

ARTICULO 57.- El titular de una visación que desee salir del país y que tenga el propósito de retornar, podrá solicitar del Ministerio del Interior una autorización de reingreso, la que se estampará en su pasaporte o en el correspondiente documento análogo. El otorgamiento de esta autorización faculta al extranjero para reingresar al país dentro del plazo de validez de la respectiva visación.

ARTICULO 58.- Para otorgar esta autorización se exigirá al extranjero probar su condición de residencia en Chile. Además, los residentes sujetos a contrato deberán acreditar que el respectivo contrato de trabajo se encuentra vigente, y los titulares de visación de residente estudiante que mantienen su calidad de tales.

ARTICULO 59.- En casos especiales, debidamente calificados, el Ministerio del Interior podrá autorizar a los extranjeros que realicen habitualmente viajes al exterior por razones derivadas de la naturaleza del trabajo que desarrollan, para egresar y retornar por el período de hasta 6 meses, dejándose expresa constancia de ello en el respectivo pasaporte, eximiéndoseles de las obligaciones del registro de sus pasaportes y de obtener el permiso especial de reingreso señalado en el artículo 57.

Esta autorización será otorgada por el número de reingresos que el interesado solicite.

ARTICULO 60.- El titular de permiso de permanencia definitiva podrá reingresar a Chile como turista, no obstante entrar en esta calidad, será tenido para todos los efectos de este decreto ley como titular de aquel permiso.

ARTICULO 61.- En el momento de otorgarles el salvoconducto a los extranjeros que salgan del país sin obtener las autorizaciones de reingreso, el Servicio de Investigaciones procederá a retirarles su cédula de identidad y el certificado de registro.

Salvo las excepciones contempladas en los artículos precedentes, las visas quedarán tácitamente revocadas por el solo hecho de que sus titulares salgan del territorio nacional.

Párrafo 10.- De los Rechazos y Revocaciones.

ARTICULO 62.- Para resolver sobre el otorgamiento de prórrogas de turismo, visaciones, prórrogas de visaciones y permanencia definitiva, deberán considerarse las causales de rechazo que se consignan en los artículos siguientes.

ARTICULO 63.- Deben rechazarse las solicitudes que presenten los siguientes peticionarios:

1.- Los que ingresen a Chile, no obstante hallarse comprendidos en alguna de las prohibiciones previstas en el artículo 15;

2.- Los que con motivo de actos realizados o de circunstancias producidas durante su residencia en el país queden comprendidos en los números 1 ó 2 del artículo 15;

3.- Los que entren al país valiéndose de documentos de ingreso falsificados o adulterados o expedidos a favor de otra persona, y los que incurran en iguales falsedades con respecto a la documentación de extranjería otorgada en Chile, sin perjuicio de lo dispuesto en el artículo 35 y de la responsabilidad penal a que haya lugar, y

4.- Los que no cumplan con los requisitos que habilitan para obtener el beneficio impetrado.

ARTICULO 64.- *Pueden rechazarse las solicitudes que presenten los siguientes peticionarios:*

1.- Los condenados en Chile por crimen o simple delito.

En el caso de procesados cuya solicitud sea rechazada, podrá ordenarse su permanencia en el país hasta que recaiga sentencia firme o ejecutoriada en la causa respectiva, debiendo disponerse a su respecto, y por el tiempo que sea necesario, alguna de las medidas legales de control;

2.- Los que hagan declaraciones falsas al solicitar la cédula consular, la tarjeta de turismo, el registro, la cédula de identidad, visaciones y sus prórrogas o permanencia definitiva y, en general, al efectuar cualquier gestión ante las autoridades chilenas;

3.- Los que durante su residencia en el territorio nacional realicen actos

que puedan significar molestias para algún país con el cual Chile mantenga relaciones diplomáticas o para sus gobernantes;

4.- Los que por circunstancias ocurridas con posterioridad a su ingreso a Chile queden comprendidos en los Nos. 4 ó 5 del artículo 15;

5.- Los que infrinjan las prohibiciones o no cumplan las obligaciones que les impone este decreto-ley y su reglamento;

6.- Los que no observen las normas, sobre plazos establecidos en este decreto-ley y su reglamento, para impetrar el respectivo beneficio;

7.- Los residentes sujetos a contrato que por su culpa dieren lugar a la terminación del respectivo contrato de trabajo, y

8.- Los que no cumplan con sus obligaciones tributarias.

Asimismo, podrán rechazarse las peticiones por razones de conveniencia o utilidad nacionales.

ARTICULO 65.- Deben revocarse los siguientes permisos y autorizaciones:

1.- Los otorgados en el extranjero a personas que se encuentren comprendidas en alguna de las prohibiciones indicadas en el artículo 15;

2.- Los otorgados en Chile con infracción a lo dispuesto en el artículo 63, y

3.- Los de extranjeros que, con posterioridad a su ingreso a Chile como turistas o al otorgamiento del permiso del que son titulares, realicen actos que queden comprendidos en los números 1 ó 2 del artículo 15 o en el N.º 3 del artículo 63.

ARTICULO 66.- Pueden revocarse los permisos de aquellos extranjeros que, con motivo de actuaciones realizadas o de circunstancias producidas con posterioridad a su ingreso a Chile como turistas o al otorgamiento del permiso o autorización de que son titulares, queden comprendidos en alguno de los casos previstos en el artículo 64.

ARTICULO 67.- Corresponderá al Ministerio del Interior resolver sobre las revocaciones a que se refieren los dos artículos precedentes.

Revocada o rechazada que sea alguna de las autorizaciones a que se refiere este decreto-ley, el Ministerio del Interior procederá a fijar a los extranjeros afectados un plazo prudencial no inferior a 72 horas, para que abandonen voluntariamente el país. Al vencimiento de este plazo, si el afectado permaneciera aún en el territorio nacional, se dictará el correspondiente decreto fundado de expulsión.

TITULO II

DE LAS INFRACCIONES, SANCIONES Y RECURSOS

Párrafo 1.- De las Infracciones y Sanciones.

ARTICULO 68.- Los extranjeros que ingresen al país valiéndose de documentos falsificados, adulterados o expedidos a nombre de otra persona, o hagan uso de ellos durante su residencia, serán sancionados con presidio menor en su

grado máximo, debiendo además disponerse su inmediata expulsión, la que se llevará a efecto tan pronto cumpla la pena que se le imponga.

En estos delitos no procederá la libertad provisional del afectado ni la remisión condicional de la pena.

Lo dispuesto en este artículo no regirá en el caso que el extranjero efectúe la declaración del inciso segundo del artículo 35.

ARTICULO 69.- Los extranjeros que ingresen clandestinamente al país serán sancionados con la pena de presidio menor en su grado mínimo.

Si lo hicieren por lugares no habilitados, la pena será de presidio menor en sus grados mínimo a máximo.

Si entraren al país existiendo a su respecto causales de impedimento o prohibición de ingreso, serán sancionados con la pena de presidio menor en su grado máximo a presidio mayor en su grado mínimo.

Una vez cumplida la pena impuesta en los casos precedentemente señalados, los extranjeros serán expulsados del territorio nacional.

ARTICULO 70.- Los extranjeros que fueren sorprendidos desarrollando actividades remuneradas sin estar autorizados para ello, serán sancionados con multa de 1 a 50 sueldos vitales.

ARTICULO 71.- Los extranjeros que continuaren residiendo en el país después de haberse vencido sus plazos de residencia legal, serán sancionados con multa de 1 a 20 sueldos vitales, sin perjuicio de que pueda disponerse su abandono obligado del país o su expulsión.

ARTICULO 72.- Los extranjeros que durante su permanencia en el país no dieran cumplimiento oportuno a la obligación de registrarse, de obtener cédula de identidad, de comunicar a la autoridad, cuando corresponda, el cambio de domicilio o actividades, serán sancionados con multas de 1 a 20 sueldos vitales, sin perjuicio de disponerse en caso de infracciones graves o reiteradas a las disposiciones de este decreto-ley, el abandono del país o su expulsión.

ARTICULO 73.- Las empresas de transporte que conduzcan al territorio nacional a extranjeros que no cuenten con la documentación necesaria, serán multados con 1 a 20 sueldos vitales por cada pasajero infractor. En caso de reiteración, el Ministerio del Interior, además de aplicar la multa que corresponda, informará al de Transportes, para que éste adopte las medidas o sanciones que sean de su competencia.

A las empresas cuyos medios de transporte abandonen el territorio nacional antes de realizarse la inspección de salida por la autoridad que corresponda, se les aplicará una multa de 10 a 50 sueldos vitales.

ARTICULO 74.- No se podrá dar ocupación a los extranjeros que no acrediten previamente su residencia o permanencia legal en el país o que están debidamente autorizados para trabajar o habilitados para ello.

Todo aquel que tenga a su servicio o bajo su dependencia a extranjeros, deberá informar, por escrito, al Ministerio del Interior de Santiago y a los Intendentes Regionales o Gobernadores Provinciales, en su caso, en el término de 15 días, cualquier circunstancia que altere o modifique su condición de residen-

cia. Además, deberá sufragar los gastos que origine la expulsión de los citados extranjeros cuando el Ministerio del Interior así lo ordene.

La infracción a lo dispuesto en este artículo será sancionada con multas de 1 a 50 sueldos vitales por cada infracción.

ARTICULO 75.- Las autoridades dependientes del Ministerio del Trabajo y Previsión Social deben denunciar, al Ministerio del Interior o a los Intendentes Regionales o Gobernadores Provinciales en su caso, cualquiera infracción que sorprendan en la contratación de extranjeros.

Si se estableciere que ha existido simulación o fraude en la celebración del contrato de trabajo del extranjero, para que se le otorgue la respectiva visación, se aplicará a éste la medida de expulsión del territorio nacional, sin perjuicio de formularse el requerimiento o la denuncia que corresponda a la Justicia Ordinaria.

El empleador o patrón que incurriera en falsedad al celebrar un contrato de trabajo con un extranjero, con el objeto precedentemente señalado, será sancionado con la pena de multa de 1 a 50 sueldos vitales.

En caso de reincidencia, la pena será de presidio menor en su grado mínimo, sin perjuicio de la multa a que haya lugar. En todo caso, deberá pagar el pasaje de salida del extranjero.

Cuando se comprobare la contratación de extranjeros que no estén debidamente autorizados o habilitados para trabajar, por parte de los servicios u organismos del Estado o Municipales, el Ministerio del Interior deberá solicitar a la autoridad que corresponda, la instrucción del pertinente sumario administrativo, a fin de que se aplique a los funcionarios infractores la multa de 1 a 15 días de sueldo. En caso de reincidencia, la sanción será de petición de renuncia.

ARTICULO 76.- Los servicios y organismos del Estado o Municipales deberán exigir a los extranjeros que tramiten ante ellos asuntos de la competencia de esos servicios, que previamente comprueben su residencia legal en el país y que están autorizados o habilitados para realizar el correspondiente acto o contrato.

ARTICULO 77.- Los propietarios, administradores, gerentes, encargados o responsables de hoteles, residenciales o casas de hospedaje que alojen a extranjeros, como asimismo los propietarios o arrendadores que convengan o contraten con ellos arrendamiento, deberán exigirles previamente que acrediten su residencia legal en el país.

El incumplimiento de esta obligación será sancionado con multa de 1 a 20 sueldos vitales.

Los particulares que dieran alojamiento a extranjeros en situación irregular serán sancionados con la multa de 1 a 10 sueldos vitales.

Párrafo 2.- De la aplicación de las Sanciones y de los Recursos.

ARTICULO 78.- De los delitos comprendidos en este Título conocerá la justicia ordinaria.

El proceso respectivo solo podrá iniciarse por denuncia o requerimiento del Ministerio del Interior o del Intendente Regional, quienes podrán desistirse de ellos en cualquier tiempo, dándose por extinguida la acción penal. El Tribunal dictará sobreseimiento definitivo y dispondrá la inmediata libertad de los detenidos o reos.

ARTICULO 79.- Las multas establecidas en el presente decreto-ley, se aplicarán por el Ministerio del Interior, mediante resolución administrativa con el solo mérito de los antecedentes que las justifiquen, debiéndose, siempre que ello sea posible, oír al afectado.

Dentro del plazo de 10 días hábiles, contados desde la notificación personal o por carta certificada dirigida a su domicilio o residencia, de la resolución que le impone la multa, el afectado podrá interponer recurso fundado de revisión para ante el Subsecretario del Interior, quien se pronunciará de plano o con los nuevos antecedentes que solicite sobre su aceptación o rechazo, pudiendo, asimismo, rebajar o aumentar su monto.

Será requisito previo, para la interposición del recurso, que el afectado deposite el 50% del importe de la multa mediante Vale Vista a la orden del Ministerio del Interior, el que le será devuelto en caso de ser acogido el recurso.

ARTÍCULO 80.- La resolución administrativa tendrá mérito ejecutivo para el cobro de la multa impuesta.

Si el infractor extranjero no pagare la multa dentro del plazo de 15 días hábiles, contados desde que la resolución respectiva haya quedado a firme, podrá ser expulsado del territorio nacional.

Párrafo 3.- De las Medidas de Control, Traslado y Expulsión.

ARTICULO 81.- Los extranjeros que ingresaren al territorio nacional sin dar cumplimiento a las exigencias y condiciones prescritas en el presente decreto-ley, no observaren sus prohibiciones o continuaren permaneciendo en Chile no obstante haberse vencido sus respectivos permisos, serán sujetos al control inmediato de las autoridades y podrán ser trasladadas a un lugar habitado del territorio de la República, mientras se regulariza su estada o se dispone la aplicación de las sanciones correspondientes.

ARTICULO 82.- Las medidas de control serán adoptadas por la autoridad policial que sorprenda la infracción, la que pondrá los antecedentes en conocimiento del Ministerio del Interior, por conducto de la Dirección General de Investigaciones, a fin de que se apliquen al infractor las sanciones que correspondan.

La autoridad señalada en el artículo 10 que sorprenda al infractor, procederá a tomarle la declaración pertinente y a retirarle los documentos que correspondan. Asimismo, le señalará una localidad de permanencia obligada, por el lapso que se estime necesario y le fijará la obligación de comparecer periódicamente a una determinada unidad policial.

La circunstancia de eludir estas medidas de control y traslado, será causal suficiente para expulsar del país al infractor.

ARTICULO 83.- La autoridad señalada en el artículo 10, podrá permitir transitoriamente el ingreso al país de los extranjeros cuyos documentos adolezcan de alguna omisión o defecto puramente accidental o cuya autenticidad sea dudosa, dando cuenta de ello a la respectiva Unidad, a fin de que se determine en definitiva la idoneidad de tales documentos o se adopten, en su caso, las medidas de control, vigilancia y traslado, contempladas en este Párrafo.

ARTICULO 84.- Si el Ministerio del Interior resolviera disponer la expulsión, deberá dictar un Decreto Supremo fundado. No obstante, la expulsión o traslado de los extranjeros que se encuentran en calidad de turistas, será dispuesta por resolución administrativa, exenta del trámite de toma de razón.

El traslado de los extranjeros será dispuesto por resolución administrativa.

En el mismo decreto o resolución se reservarán al interesado las acciones administrativas y judiciales que establece la ley y se ordenará su arraigo previo, bajo la vigilancia de la policía.

El decreto de expulsión o la resolución de traslado podrá ser revocado o suspendido temporalmente en cualquier momento.

ARTICULO 85.- Los tripulantes extranjeros de empresas mercantes o que se dediquen al transporte internacional de pasajeros, que desertaren de sus respectivos medios de transporte y no reunieren los requisitos para ser considerados turistas, serán expulsados del territorio nacional, sin más trámite, a menos que la respectiva empresa, el representante consular o diplomático que corresponda o el propio interesado, realicen dentro de un plazo prudencial, las gestiones para su salida del país o para obtener la ampliación del permiso de tripulante. En todo caso, los gastos de la permanencia y expulsión serán de cargo de la respectiva empresa.

ARTICULO 86.- Para hacer efectivo el cumplimiento de las medidas de expulsión previstas en este Párrafo, el Intendente Regional o Gobernador Provincial de la jurisdicción en que se encontrare el extranjero afectado, tendrá facultad para disponer, en caso necesario, mediante decreto fundado, el allanamiento de determinada propiedad particular.

ARTICULO 87.- El extranjero que infrinja las prohibiciones contenidas en el N.º 6 del artículo 15, será expulsado sin necesidad de nuevo decreto. En caso de reiteración, el infractor será sancionado con la pena de presidio menor en su grado mínimo a medio, debiendo aplicarse la medida de expulsión sin más trámite al término de la condena.

Lo anterior se entenderá siempre que la infracción no sea constitutiva de alguno de los delitos contemplados en el artículo 69 del presente decreto-ley o en otras disposiciones especiales.

El hecho de otorgarse en el exterior alguna visación, no deroga el decreto de expulsión o la medida que impuso el abandono obligado del territorio nacional.

ARTICULO 88.- El Ministerio del Interior llevará un Rol de los extranjeros expulsados u obligados a abandonar el territorio nacional, y dará conocimiento de estas medidas al Ministerio de Relaciones Exteriores.

ARTICULO 89.- El extranjero cuya expulsión hubiere sido decretada conforme a este decreto-ley, podrá reclamar judicialmente por sí o por medio

de algún miembro de su familia, ante la Corte Suprema dentro del plazo de 24 horas, contado desde que hubiere tomado conocimiento de él.

Dicho recurso deberá ser fundado y la Corte Suprema, procediendo breve sumariamente, fallará la reclamación dentro del plazo de 5 días, contado desde su presentación.

La interposición del recurso suspenderá la ejecución de la orden de expulsión, y durante su tramitación el extranjero afectado permanecerá privado de su libertad en un establecimiento carcelario o en el lugar que el Ministerio del Interior o el Intendente determinen.

ARTICULO 90.- Transcurrido el plazo de 24 horas, sin que se interponga recurso ante la Corte Suprema o denegado éste, la autoridad administrativa ordenará ejecutar lo resuelto, fijando un plazo que no podrá ser menor de 24 horas para que el extranjero abandone el país.

TITULO III

ORGANIZACION, FUNCIONES Y ATRIBUCIONES DEL MINISTERIO DEL INTERIOR Y DEL DEPARTAMENTO DE EXTRANJERIA Y MIGRACION.

ARTICULO 91.- Corresponderá al Ministerio del Interior la aplicación de las disposiciones del presente decreto-ley y su reglamento.

Ejercerá, especialmente, las siguientes atribuciones:

1.- Proponer la política nacional migratoria o de extranjeros con informe de los organismos que tengan injerencia en cada caso;

2.- Supervigilar el cumplimiento de la legislación de extranjería y proponer su modificación o complementación y aplicar, a través del Departamento de Extranjería y Migración, las disposiciones del presente decreto-ley y su reglamento;

3.- Conocer e informar al Ministerio de Relaciones Exteriores sobre los tratados o Convenios internacionales que contengan disposiciones sobre materias de carácter migratorio o de extranjería;

4.- Habilitar, en la forma señalada en el artículo 3.º, los lugares de ingreso y egreso de extranjeros;

5.- Establecer, organizar y mantener el Registro Nacional de Extranjeros;

6.- Prevenir y reprimir la inmigración o emigración clandestinas;

7.- Aplicar las sanciones administrativas que correspondan a los infractores de las normas establecidas en este decreto-ley;

8.- Disponer la regularización de la permanencia de los extranjeros que hubieren ingresado o residan en Chile irregularmente u ordenar su salida o expulsión;

9.- Impartir instrucciones para la mejor aplicación de este decreto-ley;

10.- Delegar en las autoridades de Gobierno Interior las facultades que sean procedentes;

11.- Declarar, en caso de duda, si una persona tiene la calidad de extranjera.

ARTICULO 92.- Corresponderá al Departamento de Extranjería del Ministerio del Interior, el que en adelante se denominará Departamento de Extranjería y Migración, aplicar y supervigilar directamente el cumplimiento de las normas del presente decreto-ley y su reglamento.

ARTICULO 93.- Al Departamento de Extranjería y Migración le corresponderá ejecutar los decretos, resoluciones, órdenes e instrucciones que dicte el Ministerio del Interior en conformidad a este decreto-ley y a su reglamento.

TITULO IV

DISPOSICIONES VARIAS.

ARTICULO 94.- El Gabinete Central de Identificación deberá comunicar a la Dirección General de Investigaciones el hecho de haberse dictado en procesos criminales en que aparezcan inculpados extranjeros, sentencias condenatorias o autos encargatorios de reos.

La Dirección General de Investigaciones pondrá estos antecedentes en conocimiento del Ministerio del Interior e informará al mismo tiempo sobre la condición de residencia en Chile del extranjero afectado por la resolución judicial.

La Gendamería de Chile deberá comunicar oportunamente a la Dirección General de Investigaciones las fechas de término de las condenas impuestas a los extranjeros reclusos en los distintos establecimientos penitenciarios y carcelarios del país y señalar con precisión las fechas en que deben salir en libertad absoluta o condicional.

ARTICULO 95.- Todas las referencias al sueldo vital que se hagan en el presente decreto-ley, se entenderán hechas al sueldo vital mensual de la Provincia de Santiago.

ARTICULO 96.- Deróganse las leyes N.º 3.446, de 1918, y N.º 13.353, de 1959, con sus respectivos reglamentos, y cualquiera disposición legal o reglamentaria contraria al texto del presente decreto-ley.

Dentro del plazo de 120 días, a contar de la fecha en que entre en vigencia el presente decreto-ley, deberá dictarse el reglamento correspondiente.

TITULO V

DISPOSICIONES TRANSITORIAS

ARTICULO 1.º.- Los extranjeros que hubieren ingresado al país, antes del 1.º de enero de 1970 y que se encontraren en situación irregular y hayan permanecido ininterrumpidamente en el territorio nacional desde esa fecha, deberán solicitar permanencia definitiva.

Los extranjeros que hubieren ingresado después del 1.º de enero de 1970, que se encuentren en situación irregular en el país y que hayan permanecido ininterrumpidamente en él, a lo menos durante un año a la fecha de vigencia del presente decreto-ley, tendrán derecho a solicitar visación.

Los extranjeros que se encuentren en situaciones previstas en este artículo deberán presentar sus solicitudes, dentro del plazo de 6 meses. Si no lo hicieren se les aplicará el procedimiento indicado en el Título II de este decreto-ley.

El Ministerio del Interior determinará, en casos calificados, la suficiencia de los documentos que presenten los extranjeros que se acojan a las disposiciones de este artículo y aprobará o rechazará las solicitudes, apreciando los antecedentes en conciencia. En caso de rechazarlas, podrá ordenar el abandono o expulsión del territorio nacional del peticionario dentro del plazo prudencial que al efecto determine.

ARTICULO 2.º.- Las personas naturales o jurídicas, públicas o privadas, que tengan bajo su dependencia personal extranjero que carezca de documentación o se encuentre irregularmente en el país, deberán, dentro del plazo de 90 días, contados desde la publicación del presente decreto ley, notificarlo por escrito para que solicite a la autoridad pertinente, la regularización de su permanencia.

Expirado el plazo de 6 meses señalado en el artículo anterior el empleador o patrón deberá comunicar por escrito dentro de los 5 días siguientes, al Intendente Regional o Gobernador Provincial respectivo, en provincias, o al Departamento de Extranjería y Migración, en Santiago, los nombres de los extranjeros que no hubieren cumplido esta obligación.

ARTICULO 3.º.- Los extranjeros en situación irregular que no presenten solicitudes para regularizar su condición, dentro del plazo señalado en el artículo 1.º transitorio, deberán ser despedidos de su empleo u ocupación. Esta circunstancia se considerará como causal legal de despido para todos los efectos, sin que pueda el afectado impetrar indemnización, cualquiera que sean las estipulaciones del respectivo contrato de trabajo. Además, se dispondrá su expulsión del territorio nacional.

Los empleadores que no cumplieren las obligaciones contempladas en este artículo y en el precedente, deberán pagar el pasaje del extranjero en situación irregular, al país de su origen o al que se señale en el contrato, cuando se disponga su expulsión.

ARTICULO 4.º.- Mientras no se dicte el reglamento indicado en el artículo 96, continuarán en vigencia las normas del decreto reglamentario de la Ley N.º 13.353, contenidas en el Decreto Supremo N.º 5.021, de Interior, de 16 de septiembre de 1959, en todo aquello que no sea contrario a las disposiciones del presente decreto-ley.

ARTICULO 5.º.- En los lugares en donde no existan Intendentes Regionales o Gobernadores Provinciales, las funciones y atribuciones que este decreto ley les otorgue, serán ejercidas provisoriamente por los respectivos Intendentes o Gobernadores.

Regístrese en la Contraloría General de la República, publíquese en el Diario Oficial e Insértese en la Recopilación Oficial de dicha Contraloría.

Fdo.). AUGUSTO PINOCHET UGARTE, General de Ejército, Comandante en Jefe del Ejército, Presidente de la República. JOSE T. MERINO CASTRO, Almirante, Comandante en Jefe de la Armada. GUSTAVO LEIGH

GUZMAN, General del Aire, Comandante en Jefe de la Fuerza Aérea. CESAR MENDOZA DURAN, General, Director General de Carabineros. RAUL BENAVIDES ESCOBAR, General de División, Ministro del Interior.

Lo que transcribo a Ud. para su conocimiento.

Saluda atentamente a Ud.

**Enrique Montero Marx
Subsecretario del Interior**